

令和5年

決算審査特別委員会会議録

令和5年10月19日

(第 3 日)

忠岡町議会

令和5年 決算審査特別委員会会議録（第3日）

1. 出席委員は、次のとおりであります。

委員長	今奈良幸子	副委員長	松井 匡仁
委員	小島みゆき	委員	二家本英生
委員	前川 和也	委員	勝元由佳子

1. 欠席委員は、次のとおりであります。

なし

1. 本委員会に、出席を求めた理事者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副町長	井上 智宏
教育長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼総務課長	南 智樹	住民部長	谷野 栄二
住民部次長兼生活環境課長		健康福祉部長	泉元 喜則
	新城 正俊	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消防長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長兼消防予防課長	岸田 健二		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

(会議の顛末)

委員長 (今奈良幸子議員)

皆さん、おはようございます。

それでは、昨日に引き続きまして、決算審査特別委員会を再開いたします。本日も審査がスムーズに行われますように、ご協力お願いいたします。

あと、お手元に令和4年度主要な施策の成果説明書、消費生活相談についての資料を配布しておりますので、後ほどご参照ください。

(「午前10時00分」再開)

委員長 (今奈良幸子議員)

では、各特別会計決算の審査に入りますが、質疑につきましては、担当課より提出の資料説明後にお受けいたします。

まず、146ページから164ページの国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、担当課より提出資料の説明を求めます。

(国民健康保険事業勘定特別会計 担当課説明)

決算書145ページからの令和4年度国民健康保険事業勘定特別会計決算について、ご説明申し上げます。お手元にご配布の資料で説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。

決算規模につきましては、歳入17億9,810万円、歳出17億9,177万8,000円となり、前年度と比べまして、歳入は3,853万8,000円、2.1%の減、歳出は3,509万3,000円、1.9%の減となりました。決算収支につきましては、歳入歳出差引額実質収支は632万2,000円の黒字となりました。

単年度収支を見ますと、歳入では繰入金、諸収入が増となり、国民健康保険料、使用料及び手数料、国庫支出金、府支出金、繰越金が減となりました。歳出では、総務費、諸支出金が増となり、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費、基金積立金が減となりました。

4ページをご覧ください。国保会計決算状況でございます。歳入から説明させていただきます。令和4年度決算額の欄をご覧ください。

国民健康保険料の令和4年度決算額は3億2,457万5,000円で、前年度と比べて814万4,000円、2.4%の減となり、これは被保険者数や被保険者の所得の減に伴うものです。歳入に占める割合は18.1%で、前年度と同割合です。

使用料及び手数料の決算額は19万4,000円で、前年度と比べて1万5,000円の減となりました。これは督促手数料でございます。

国庫支出金の決算額は1万9,000円で、前年度と比べて937万7,000円の減となりました。これは、社会保障税番号システム整備費補助金で、大幅な減となったのは

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、市町村が行う保険料減免に係る財源が府支出金にて措置されたことによるものです。

府支出金の決算額は12億7,384万3,000円で、前年度と比べて1,722万7,000円の減となりました。これは主に歳出の保険給付費の減によるものです。

財産収入の決算額は1,000円で、これは国民健康保険事業財政調整基金利子です。

繰入金の決算額は1億8,265万1,000円で、前年度と比べて454万9,000円と増となりました。これは、一般会計繰入金、未就学児均等割保険料繰入金、令和4年度新規のものです。ほかの増によるものです。

繰越金の決算額は976万8,000円で、前年度と比べて1,227万円の減となりました。これは、令和3年度が黒字決算になったことによる令和4年度への繰越金です。

諸収入の決算額は704万9,000円で、前年度と比べて394万6,000円の増となりました。これは主に第三者納付金の増によるものです。

以上、歳入総額は17億9,810万円となります。

次に、歳出の概要をご説明申し上げます。総務費の令和4年度決算額は1,409万9,000円で、33万7,000円の増で、前年度と比べほぼ横ばいです。

保険給付費の決算額は12億3,303万7,000円で、前年度と比べて1,305万3,000円、1.0%の減となりました。これは主に療養給付費の減によるものです。歳出に占める割合は68.8%です。

国民健康保険事業費納付金の決算額は5億1,535万1,000円で、前年度と比べて1,073万3,000円、2.0%の減となりました。これは歳入の国民健康保険料や繰入金の一部を大阪府に納付したものです。

共同事業拠出金の決算額は1,000円で、これは、年金受給者一覧表作成に係る事務拠出金です。

保健事業費の決算額は1,828万4,000円で、前年度と比べてほぼ横ばいです。

基金積立金の決算額は715万6,000円で、前年度と比べて1,433万3,000円の減となりました。この基金は、国民健康保険事業費納付金の不足額への充当など、国民健康保険事業の財政需要に充てるために設置したものです。

公債費の決算額は1,000円で、前年度と同額となりました。これは基金からの一時借入れに係る利息です。

諸支出金の決算額は384万9,000円で、前年度と比べて273万8,000円の増となりました。これは主に国庫支出金、府支出金の精算返還金でございます。

以上、総額は17億9,177万8,000円となります。

5ページは、歳入歳出決算額の構成比でございます。後ほどご高覧ください。

では、次に6ページをご覧ください。上段は被保険者の加入状況でございます。年度平均値でございますが、令和4年度の国民健康保険世帯数では2,207世帯で、前年度と

比べまして84世帯の減となっています。国民健康保険被保険者数は3,388人で、前年度と比べまして176人の減となっています。

増減の内訳といたしまして、75歳以上の方が年間約200人、後期高齢者医療制度に移行しました。国民健康保険から社会保険に加入される方よりも社会保険から国民健康保険に加入される方のほうが多く、社会保険との関係では86人が国民健康保険に流入しました。また、生活保護になる方よりも、生活保護から国民健康保険に加入される方が少なく、生活保護との関係では4人が国民健康保険から流出しました。出生は昨年より6人増加しました。

次に、収納状況でございます。年度別被保険者区分別の一覧表です。令和4年度現年分は、一般被保険者で93.44%、全被保険者で93.44%となり、現年分に滞納分も含めた全体では88.39%となりました。

本町の収納業務につきましては、コンビニ収納も行っていることに加え、令和3年度からはスマホアプリでバーコードを読み取り収納処理をするスマホ収納を開始し、コンビニや銀行まで行かなくても、被保険者の方がご自宅で納付できる環境を整備することができました。

下段に令和3年度大阪府市町村平均収納率を参考にお示しさせていただきました。

今年度も、短期保険証の交付や資格証明書の発行等で接触機会を多く持ち、分納納付の誓約等納付相談を行っております。また、口座振替率を上げる対策を行い、預金調査、転居先調査等も行い、さらなる収納率向上に取り組んでまいります。

次に、7ページをご覧ください。1人当たり診療諸費の推移です。一番下の行、右端のほうをご覧くださいまして、令和4年度、全被保険者1人当たりは41万5,244円、対前年1.30%の増となっております。令和2年度からの3年間を見ると、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う受診控えと、患者減少を要因として大幅に減少しましたが、令和3年度は回復傾向が見られ、令和4年度はおおむね例年どおりの水準であり、令和3年度よりわずかに増加しています。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。説明は以上のお通りです。

ご質疑をお受けいたします。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません。スマホ収納のところでちょっとお聞きしたいんですけど、一応収納が簡便化されたというところでおっしゃってて、ただ収納状況見ると数字はあまり変われへんのかなという気はしますよね。で、実際その手法を取り入れた町としては、費用対効果的に業務量がどう変わって、変わらないのかとか、そこら辺をちょっとお聞きしたい。でな

いと、収納率変わってないのに、スマホ収納を取り入れたことで何か業務量が増えて費用対効果が悪くなったとかいうたら、それもまたちょっと違う話なんで、ちょっとお答えいただけますか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

業務量につきましては、もともとのシステム等の処理とあまり大きく変わらないものになっておりますので、職員の負担というものは特に変わっていないというふうに考えております。で、住民さんにとっての利便性ということでスマホ収納を始めておるんですけども、本町のほうも周知はしておるんですけども、やはりもともとあった口座ですとか、もともとの納付書ですとか、そのようなものでまだお支払いをされたい希望の方が多いのかなというふうには考えております。この分につきましてはまだまだ伸びしろがあるのではないかなというふうには考えております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

もし分かればですけど、現時点でスマホ収納をされてる方はどのぐらいの割合というか、分かれば今お答えいただけたらと思いますけど。分からなかったら後でもいいですよ。

保険課（泉 亜希課長）

すみません、ちょっと確認してまいります。

委員（勝元由佳子議員）

ありがとうございます。あと。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

決算のところには出てないんですけど、よく、今、自分自身もそうですけど、ちょっと国保料、ほんまに高いからしんどいというところがあって、滞納される方の気も分からんでもないですよ、正直ね。で、ほかの議員の方もいつも国保料を値下げというところはおっしゃってるんで、そこは本当に思うところは分かるんですけど、じゃ忠岡町のほうで、市町村ですよ、市町村のほうでそれを現実的にできるかどうかのところをちょっと

教えてほしいんですけど。多分財源の部分でね、今一瞬だけやって、その後できませんというのも無理なんで、恒常的にやろうと思ったら多分財源的にも厳しいところもあるし、それ以外にも多分府の縛りがある部分でできるかできひんかとか、ちょっとそこら辺教えていただけたらと思うんですけど。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

今おっしゃっていただきましたように住民さんから国保の納付がしんどいというふうなご意見というのは、以前から議会のほうでもお話をお伺いしておりまして、で、実際窓口でも苦しい説明になることもあるんですけども、こちら、保険料率につきましては大阪府の運営方針に基づきまして、大阪府統一を目指してやっていくというものに平成30年度からなっておりますので、すみません、本町において単独での保険料率を下げるとか、そのようなことにつきましては考えてはございません。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

それはね、大阪府がやっていこうと言ってるからやるんですという趣旨のご答弁やと思うんですけど、いや、別に大阪府に従わいでもええでって忠岡町が決めたらできるのか、そこを聞いているんですけどね。意思が反映できるのかという、法的に縛りあったら無理ですよ。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

運営方針につきましては、法に基づいて大阪府が設置するものになっておりまして、その財務の主体は大阪府となっております。で、本町におきましての条例の内容につきましては、その大阪府の運営方針に基づいての料率に従うという条例となっておりますので、その分につきましては本町の条例どおりの運用という形になります。

委員（勝元由佳子議員）

なるほどな。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、うちが、忠岡町が条例で府に従いますよと決めてるから、条例を変えない限り町単独でというか町の好きには、要は府に反旗は返せないというところで受け止めていいですか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

基本的にはその大阪府の方針に従うということにはなりますけれども、要望といたしまして住民さんのお声を私たちはこれまでも届けておりますので、そのような形で対応をしてまいりたいというふうに考えております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃなくて、もう条例で決められてるから、町でやりたくてもできひんのか、そここの話だけなんです。できるかできひんか。いや、法令で決められてたら、もうやりたくてもできひんでしょう。そうじゃないんやったらできるでしょう。そここの話だけなんですけど。

保険課（泉 亜希課長）

そうですね。できないというふうには考えております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

できない、もう決められてたらしゃあない話なんです。で、それね、結局府の統一でやるというところでお話なんですけど、ちょっと今ね、ちょうどパブコメ中で、数週間後かに締切りなんで、今日聞かせていただきたいんですけど、私、ちょっと昨日見て、「うん？」と思ったんですけど、何か大阪府が来年度から府内統一の基準を実施するというのがちょっと、SNSとか見てて出てきてて、今大阪府がちょうど今週からか、11月4日

までパブコメ募集してるんですね。

で、どういうことをするか。減免措置とか出産育児一時金の額とか、もうほとんどのことを府の統一基準にやるということによって書かれてて、何か市町村独自の減免措置もできなくなるとかということが言われてるんですけど、ちょっとそうなると忠岡町はもうこの年度明け、来年度から値上がりするのかなとか思ったりするんですけど、これを今、府がパブコメ募集してるっていうことは、正式には決まってないけれども、もうある程度市町村と調整してないとできひんやろうなと思ってるから、多分何か話はある程度下りてきてるのかなと思うからお聞きするんですけど、現時点で分かっている範囲で、府のこの統一、もう年度明けからしようとしてる件について、直接我々住民に影響の出る部分で何か把握していることとかありますか。ちょっと分かっている範囲でこの件、教えていただきたいんですけど。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

その分につきまして、運営方針のパブリックコメントのほうをご覧になられてるのかなと思うんですけども、これまでもその来年度4月改正というものについては大阪府からのいろいろな示しはありまして、で、市町村におきましても毎年ですね、その運営方針の内容につきましては協議する場がございます。で各、泉州地区の代表ですとか、そういういろんなワーキングとかあるんですけども、その中でもまれた結果ということで、大阪府が今示しているものにはなりますけれども、原則的には大阪府の中でもまだ保険料率とかが統一になっていない市町村などもありまして、そのような市町村が統一に向かうというものにはなっています。

本町につきましても、原則は大阪府のルールに従うというものには平成30年度よりしておるんですけども、本町を含めましてまだ大阪府の統一ルールとなっていない部分につきましては、4月からの運用にはその分と合わせていくというふうな見込みになっています。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、もう忠岡町は既にこの大阪府統一ルールに乗っかってるから変われへんよということですか。そこら辺が分かれへんのですよ。もう既に忠岡町は、先ほどからおっしゃ

るように大阪府ルールに従ってるでしょう、条例も定めて。で、新たにさらに大阪府が何か値上げするとかいうたら、それに大阪府内の市町村全部が乗っかっていかなあかんようになるのか。いや、もう従前から忠岡町は大阪府ルールに乗っかってるから、年度明けからこれ言うてるのは、まだ乗っかってない市町村さんのことを言うてるんですよなのか、ちょっとそこら辺が分かれへんのですけど。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

保険料についてはもう大阪府ルールということで本町は運営しておりまして、で、一部まだ大阪府のルールとちょっと違うものにつきましては、4月の統一に向けて本町も合わせるように進めていくという予定になります。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

結局、そこですよ。その、年度明けからそろってなかった分を府にそろえていくという部分で住民に、要は逆にデメリットになるというか、そういう影響がもし出るというか、出そうな部分ってあるんですかね。こういうところ、こういうところが、もしこれが実際に統一ルールがもう施行されたら、今は町独自でやってるこんなことがこういうふうに変わりますみたいなどころがあったら教えてほしいんです。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

本町が今年度末までにその改正の予定とするものにつきましては、保険料の減免の部分と、あと自己負担の一部負担額の分なんですけれども、その一部負担金の減免ですとか、その基準については今、大阪府と完全に、同じものとはなっていない部分になりますので、その分については大阪府の来年4月からのルールがどうなるかという部分を確認しながら、本町の今のルールと照らし合わせて、で、改正を加える予定にしております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、あれですよ。もしかしたらもう忠岡町のほうが減免制度、いい制度やったら、それがなくなる可能性もあるということですよ。結局ね、私は昨日、SNS、便利なものでね、誰か1人が調べたこと、うわあって拡散してるから見て、これ知ったんですけど、結局その減免制度がなくなるというか、減免措置が今まで市町村独自でいい制度を持っていたのでもできなくなるとか、そういう住民にとって実際デメリットのほうが大きいんじゃないか的なね。ちょっとそういうのを見たんで、もし忠岡町もそうなんやったら、ちょっと我々ね、住民からするとこの府統一を大阪府がしようとしてるのはちょっといかなもんかなと思ったりしてるんでお聞きしてるんです。逆に、全然変わらないか、いいというか。住民の得になるんやったらいいんですけど、損になることはやっぱりやめてほしいなというのが素直な気持ちなんで、損得という単純なところで見たときにどうなのかっていうところを聞きたいんです。分からん。分からんかったら分からんでいいですよ。答えていただいたら。

保険課（泉 亜希課長）

そうですね。今まだ未確定な部分があるので、今日のところはちょっとコメントを差し控えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ありがとうございます。じゃあちょっと、これまたこちらのほうでも見ていきたいと思ひます。

委員長（今奈良幸子議員）

ほかにご質疑ありませんか。

議長（北村 孝議員）

委員長、1点だけごめん。

委員長（今奈良幸子議員）

北村議長。

議長（北村 孝議員）

今、勝元委員の質問に関連してですけど、平成30年に統合か、広域化になって、6年間、激変緩和ということで来年から統一されるわけで、今、保険料も違うところもあって来年は統一。その保険料が違うところが統一されることによって、忠岡町、お墓のところもそうですけども、実際我々が払う、住民が払う保険料には影響は出てこない。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

そうですね。原則的にはそのように考えたいんですけども、その分については大阪府も今試算中となっておりますので、その分についても本町がどうというのは、今のところはちょっと申し上げづらい状況ではございます。

議長（北村 孝議員）

分かりました。

委員長（今奈良幸子議員）

じゃあ、二家本委員。

委員（二家本英生議員）

今日もよろしくお願ひいたします。

国保のほうなんですけど、やっぱり忠岡町でも、毎年言ってることなんですけど、高い保険料ということで、この保険料を払うには結構住民の皆さんも大変な思いをしているところであります。で、令和4年度の決算ということで、令和4年度のちょっと状況をお伺いしたいと思います。

まず1点目です。令和4年度の保険料なんですけども、この年の料率は、実際どうだったのかということと、令和3年度との比較、まずそれを教えていただきたいと思います。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

料率というのは、1つずつ申し上げる形ですか。

委員（二家本英生議員）

できたら、均等割、平等割と。

保険課（泉 亜希課長）

ちょっとたくさんになりますけれども。

委員（二家本英生議員）

所得割で。

保険課（泉 亜希課長）

そしたら令和4年度の所得割、申し上げます。医療分は総所得金額の8.71%で、後期高齢者支援金分が、所得割が2.66%、介護分が、所得割が2.48%です。

で、令和3年度です。所得割ですね。医療分が8.62%、後期分が2.73%、介護分が2.47%となっております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

令和3年度と令和4年度を比べたら、医療分のほうが0.09%上がってて、ほかは大體令和3年度と同じぐらいという格好で、分かりました。で、ほかの均等割、平等割も多分恐らく上がってたと思います。この令和3年度に比べて令和4年度という、どれぐらいの値上げ率だったのでしょうか。これはモデル世帯の、40代で所得200万、子ども2人の場合の保険料でお願いしたいと思います。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

令和4年度のモデルケースは41万2,115円となっております。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

それ、令和3年度も出たりしますか。

保険課（泉 亜希課長）

申し訳ございません。3年度は今持っておりません。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、こちらから言えばよかったですね。すみません。大阪社保協の資料の中では、先ほどおっしゃってたモデル世帯の金額でいくと、令和3年度で40万7,700円、令和4年度は先ほどお伺いしました41万2,110円ぐらいということで、所得に対してやっぱり保険料が2割かかっているというのが分かりました。

これについてはなかなか、低所得の方でも保険料が2割という、かなり高額な金額になってます。すみません、やっぱりこういうことですので、どうしても保険料を払いたくても払えないということで、保険料の滞納者数というのがいらっしやると思います。その令和3年度と令和4年度の数字を教えてくださいたいと思います。

保険課（泉 亜希課長）

すみません。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

直近のものと令和4年度の終わりのものだったら分かるんですけども、すみません、3年度の末と4年度の末というものは、今、準備ございません。

委員（二家本英生議員）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

令和3年度のものなくて、令和4年度の末と直近があるということですよ。

保険課（泉 亜希課長）

そうですね。ちょっとお待ちください。申し訳ございません。令和4年度末ですね。その分が滞納世帯数が94です。で、直近、9月末現在が81世帯。滞納の世帯です。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、この令和4年度末で94世帯ということなので、割合的にはこの資料の6ページの世帯数から、滞納者数の94世帯を割った数が滞納率ということですよ。すみません。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

計算しましたら4.3%ぐらいということで、やっぱりその滞納者数、これが少ない数字ではないというのは確かにあると思います。やっぱりこういった世の中の中、物価高騰してる中ですね、国保料が高いということで滞納されてる方も多いと思います。

で、引き続き質問いたします。令和3年度はコロナの収入による減免制度があったと思います。令和4年度についてはそのコロナの減免があったかどうかの確認と、それがもしあったとすれば、その件数、教えていただきたいと思います。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

令和4年度はコロナ減免ございまして、実績は17件となっております。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

17件、金額は分からないですかね。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

合計で329万3,693円になります。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

令和4年度、コロナの特例はあったということなんですけども、やっぱり当然、この制度上、令和3年度から収入が3割減らないと今回対象ではないということなので、もともと収入が少なかった方がこの令和4年度にかけてまた少なくなるとか、なかなか件数的にも上がってこないと思うんで、実際のところはこの17件以外にもやっぱり減免が当たらなかった方が多いと思います。

すみません、あと4点目です。先ほど滞納者の話をお伺いしましたけども、滞納者への短期保険証の発行率というのは忠岡は高いと思われれます。大阪府社保協の資料の中では、94件の滞納世帯のうち82件が短期保険証の発行されています。で、この数字については府下のトップクラスの発行になってますので、差押え物件とかも多分されてるとは思うんです。その中で、この短期保険証の中で子どもに対して資格証明証を発行しているかどうかの確認をお願いしたいです。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

子どもさんにつきましては1年証を発行しております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

ちょっと確認なんです。その1年証ということは、医療費が10割負担ではなくて、従来の子ども助成を受けれるということですね。分かりました。そしたら、何か大阪府社保協の資料の中では、乳幼児が2名、小学生が1名発行されてるとあったんですけども、そ

れはないということによろしいですか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

2名とゼロ名です。すみません、その内容につきましてちょっと確認させていただきま
す。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

先ほど来いろいろ伺ってますけど、やっぱりこの忠岡町の保険料というのは高過ぎる
と。すみません、あと1点だけちょっとお伺いしたいと思います。所得がどうしても低く
て政令軽減、受けられてる方もいらっしゃると思います。所得によって7割、5割、2
割、この軽減を受けられてる方の数と割合を教えてくださいたいと思います。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

9月末現在になります。7割軽減の方が831世帯、5割軽減の方が374世帯、2割
軽減の方が267世帯です。で、この軽減を受けられてる方の割合は69%となっており
ます。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら政令軽減、受けられてる方というのは、やっぱり所得がかなり低い方
で、生活するにも困られてる方が保険料軽減の制度を使ってるわけですけど、やっぱりそ
の制度を使ってる方が69%もいてるということで、やっぱりこの国保料というのが高い
保険料だということが分かりました。

で、いつも言ってることですけど、この高い保険料を何とか忠岡町の独自施策で、先ほ
ど話もありましたけど、引き下げるということも考えていかないといけないと思います。
その中で、国保の基金というのが今現在どれぐらいたまっていますでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

直近、10月13日時点の残高です。6,952万1,649円です。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

国保基金がそれだけあるということなんで、本来であればこれ、もらい過ぎてる保険料ということで、ちゃんと納めている方に返してあげて、保険料の引下げに使うというのが本来の形だと思います。法令的には先ほども話ありましたけども、府の運営方針に従って忠岡町の条例があるということなんですけども、この条例を改正すればその引下げにも使えるということなんですけども、それについてやっぱり大阪府のペナルティとかあると思うんです。その大阪府のペナルティというのは、一体どのようなものがありますでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

大阪府から受け取る普通交付金の中には、大阪府のルールに基づいているものが対象になるというものになりますので、対象になってこない事業が増えるという見込みになります。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

その影響額というのを出されたことってありますでしょうか。そのルールに基づいて交付金があるっておっしゃってたんですけど、仮に忠岡町がこの国保基金を引下げのために使った場合、それは当然ルールを破ってるわけですから、その分が交付金措置が下がると思うんですけど、それに対しての交付金の額がどれだけ減るのかというのを、1回試算さ

れたことってありますか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

ルールから外れる場合の試算というのは、今のところしておりません。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

それ、やっぱり試算はできたらしていただいて、国保のお金を入れていただいて、住民が国保料を払いやすくなるような形にやっぱり引下げもしていかないといけないと思うんです。で、やはりこの国保のお金というのは引き下げてもらって、住民負担も少なく、安心して医療にかかれる体制をつくっていかないといけないと思うんですけども、忠岡町として先ほどもあったと思うんですけど、高過ぎる保険料を下げるために、今たまって基金の引下げ、基金を入れて引下げにさせていただきたいんです。そういうお考えはないでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

繰返しになりますけれども、本町において独自での保険料を下げるという考えはございません。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

分かりました。これ、いつまでたってもなかなか引き下げてくれないということで、生活で困ってる方、やっぱりこの方が保険、病院とか行けないような状態をつくらないために、忠岡町はいろいろ策を練っていただきたいと思います。

以上です。

委員長（今奈良幸子議員）

ほかにご質疑ございませんか。

議長（北村 孝議員）

委員長、すみません。

委員長（今奈良幸子議員）

北村議長。

議長（北村 孝議員）

人の委員の話ばかり取って。

二家本さんの話で、基金が6,952万ちょっとあるということです。これ、全額入れたとして、世帯で割ってやけど、どれくらい安うなりますの、保険料、1世帯。もしあれやったら後でいいです。

委員長（今奈良幸子議員）

また後ほどでも大丈夫ですが、すぐ出せるものでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

先ほど申しあげました基金の残高を、資料にあります国保世帯数2,207というので単純で割りましたら、3万円ぐらいにはなりますけれども、それは保険料にはちょっとできかねるものにはなるんですけれども、あくまで試算ということではそのような割り算というのは、今ちょっと数字出ました。

議長（北村 孝議員）

すみません、ありがとうございます。単純に6,000万、7,000万近くあって、世帯で割ったら、さほど影響ないのか。そんなに住民の人が「わあ、安うなったわ」という感があるのかなって、ちょっとその辺で聞かしてもろただけで。3万ぐらいということは、仮に入れるとしたら月に2,000円ちょっとぐらいか。

保険課（泉 亜希課長）

そうですね。12か月分を10期で納めていただきますので、1期分とすると割る10ですので3,000円ということになります。

議長（北村 孝議員）

3,000円。分かりました。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

松井副委員長。

委員（松井匡仁議員）

泉さん、そんなでけへんようなことを試算やって、金額言うてどないしますねん。そんなもん、世帯割って、もしほんまにそんなことするんなら、払った金額に応じて返さなあかんわけでしょう。そんな試算、こんなところで答弁して、どないしますねん。できへんし、やれへんし、そんな世帯の数で割ったらって。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

そうですね。おっしゃるとおりです。今、あくまでも仮にというお話でしたので、今ちょっと割ってみましたが、このような処理というのは本町としてはちょっといたしかねるというふうには考えます。

議長（北村 孝議員）

委員長、ごめん。

委員長（今奈良幸子議員）

北村議長。

議長（北村 孝議員）

私、別にせえとか言うてるん違うで。例えばいろんな委員の中で、やっぱり国保料、基金を入れて安うせえ安うせえ言ってるけど、この7,000万近くのお金って、どれだけね。仮に入れられるとして、1世帯にとって「ああ、安くなった」って、そういうあれが出てくるのかなって。1世帯で割ったらさほど、3,000円。それは大変なお家でしたら3,000円も大きな生活に影響してくる額でしょうけど、果たしてそこをもうゼロにしか、ゼロに近いような形で基金を仮に入れるとしてもね、恐らくそんなに感じられないのかな。その辺でちょっと聞かしてもろただけです。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

ありがとうございます。この基金につきましては条例で定められてますとおりに事業費納付金の不足分に充当するというものと、あと緊急やむを得ないときに使うというものと、あと本町の保健事業に使うという、この三本柱になっておりますので、今申し上げた数字につきましてはあくまでも仮の仮の数字という試算にはなります。ということを申し添えさせていただきます。ありがとうございます。

委員長（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。

北村議長。

議長（北村 孝議員）

この基金ね。来年4月から統一になりますやん。どないになります、この基金。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

この基金につきましては、直接に大阪府に渡すというものではなくて、本町の基金としてあるままという形にはなります。

議長（北村 孝議員）

ありがとうございます。結構です。

委員長（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

基金の、引下げには使えないということだったんですけども、やっぱり現実に国保料が高過ぎて払えないという方もいらっしゃるんです。そういった中で、やっぱりもともとはね、この統一化になる前っていうのは忠岡町の独自で国保の会計やってたわけですから、それに応じて国保料が高いからということで一般会計から入れて国保料の抑制していたと思います。そういったこともあって、統一化になったら値段が下がるということで入ったらしいんですけども、実際は国保料、高くなってます。やっぱりそれは忠岡町の町民のためにはすごいデメリットのことではあるので、やっぱりできれば忠岡町としても国保料の引下げのための資金としてこの基金を入れていただきたい、そういった思いで私は伝えさせてもらってます。

以上です。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、さっきから私も聞いてますけど、結局この話、ずっと出てくるから私も最初に、まずできるのかということを知りたいんですけど、で、ちょっとふわとした言い方で答弁されてましたけど、結局できへんかったものは、できへんってはっきりおっしゃっていただいたほうが、何か分かれへんような答弁されるから、多分できるん違うかという期待もされるかもしれへんし、私らもどうなんかなと思ってましたから聞いたんですけど、もう忠岡町に言っても仕方ないんやったら、聞いても仕方のない話ですし、そこはち

ゃんと答弁されたほうが私はいいと思いますけど。結局、どっちなんですか。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

結局のところできないんでしょう。どうやりたくても、できないんでしょう。できるんですか。何かやり取り聞いてたらできるのかなとか思ってくるんですけど、できるんやったらやってよになるし。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

今、勝元委員おっしゃっていただいていますように、保険料につきましては大阪府の統一ルールに基づくものになりますので、本町で独自に設定というのはできません。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そこがさっき聞いたことなんです、繰返しですけど。法的に無理やったらもうできへんから、そこなんです。逆に法の縛りも何もなくて、忠岡町の気持ちだけやったら、二家本委員おっしゃってるみたいに、ほかの委員さんおっしゃってるみたいに、じゃあそんなら忠岡町やる気出したらできるんかよになってくる話なんです。言うてる意味、分かりますか。ほんまにどういう理由でできるのかできないのかって、そこをはっきり言うたらいい。

委員長（今奈良幸子議員）

ここで答弁が難しいようでしたら、またその何か法律があるのかどうか分からないんで、調べていただいてから。

委員（勝元由佳子議員）

すみません。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

こういうのって、そんな悩むことなんですか。できるかできへんかって決まってるん違うんですか。私、だからそこら辺の法の縛りが一番根拠になるから、そんなものがないんやったらできるし、できへんか、もう丸かペケかしかないんじゃないですか。気持ちの問題じゃなくって。そこ聞いてるんです。どんだけやりたくても、できへんのやったらもうできへん。でも、さっき「条例をもって規定してる」って言うてはったから、私も「あ、法令で規定してるんやったら無理ですね」と言ったんですけど、そうじゃないんやったら

ね。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

そうですね。この統一というのは日本中で進んでるものになります。で、大阪府がそのルールにまず早くに到着してるという形になりますので、法としては国民健康保険は統一というふうに向かっているというものになります。

委員（勝元由佳子議員）

どう言ったらいいんやろ。伝わってない。委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

例えば、そんならふるさと納税ってあるでしょう。ああいうのだったって一応何か国でルール決めて、やりましょう言うて、みんな同じルールで向かって国の指示にも沿ってやってるけど、じゃあ泉佐野市、それ反旗翻して、自分の意思示してやったりしてますやんか。従ってへん自治体もありますやんか。ちょっと違うかもしれないですけど、どうしても従わなあかんものなのか、自治体が反旗翻すことが可能なのか。そこなんですよ。「みんなやりましょう、オー」と言って、その集団心理というかね、ルールでやるのは分かるんで、そのルールがほんまに義務のあるルールなのか、義務がなくて何か任意で同意してるからのルールなのかで全然違うでしょう。言ってる意味、分かりますか。だから、さっき法令で縛りあるんやったら無理ですねって、私もそれで終わったんですけど、やり取り聞いてたら違うんかよってなってきたから私も聞き直してるんです。

保険課（泉 亜希課長）

すみません。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

今、ちょっと手元に法令の資料ございませんので、確認させていただきます。

委員長（今奈良幸子議員）

はい、よろしくお願いたします。

ほかにもうご質疑はないですか。

（な し）

委員長（今奈良幸子議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（今奈良幸子議員）

続きまして、166ページから188ページの介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、担当課より提出資料の説明を求めます。

（介護保険特別会計 担当課説明）

それでは、決算書165ページからの令和4年度介護保険特別会計についてご説明申し上げます。令和4年度介護保険特別会計決算資料に基づきご説明いたしますので、お手元によりしくお願いいたします。

それでは、資料の1ページをお願いします。まず、決算状況でございます。1、決算規模は歳入16億7,631万3,000円、歳出で16億2,570万3,000円となり、前年度と比べまして歳入は3,207万1,000円の減、歳出は6,302万2,000円の減となっています。

2、決算収支につきましては、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は5,061万1,000円の黒字で、実質収支につきましては翌年度へ繰り越す財源がないため、同額の黒字となっています。

次に、2ページをお願いします。歳入の概要でございます。歳入総額は16億7,631万3,000円で、前年度に比べ3,207万1,000円、1.9%の減となりました。その主な要因ですが、令和4年度の介護給付費が令和3年度より減少したため、府支払基金の介護給付費負担金が減少したものでございます。

なお、平成27年度から繰入金で、消費税増税を財源として、給付費の公費とは別枠で第1号被保険者の低所得者の保険料を軽減するため繰入れを行っており、令和4年度は前年度分を含め3,114万7,000円を繰り入れています。その下の介護保険の財源は、第8期計画における介護給付費の財源構成を示したものでございます。なお、下の※印のとおり、国費の調整交付金の交付割合は、令和4年度は7.21%でございました。

次に、3ページをお願いします。歳入決算額の状況を令和3年度と比較した表で、各年度の構成比も掲載してございます。

まず、介護保険料です。決算額2億9,987万8,000円で、前年度に比べ144万3,000円、0.5%の減となっています。こちらは保険料のかかる被保険者数の減によるものでございます。

次に、国庫支出金です。決算額4億4,530万3,000円で、前年度に比べ1,405万8,000円、3.3%の増となっています。

次に、支払基金交付金です。決算額4億1,837万円で、前年度に比べ1,130万4,000円、2.6%の減となっています。

次に、府支出金です。決算額2億1,704万円で、前年度に比べ180万5,000円、0.8%の減となっています。

次に、繰入金です。決算額2億7,578万3,000円で、前年度に比べ1,034

万5,000円、3.9%の増となっています。

次に、繰越金です。決算額1,965万8,000円で、前年度に比べ4,206万9,000円、68.2%の減となっています。

次に、その他です。決算額28万1,000円で、前年度に比べ14万7,000円、109.7%の増となっています。

続きまして、4ページをお願いします。保険料の収納状況です。現年度分の調定額3億93万8,000円、収納額は2億9,851万4,000円、収納率99.2%となっており、その内訳は特別徴収収納額が2億7,154万2,000円で、収納率100%、普通徴収収納額が2,697万2,000円で、収納率91.8%となっています。

次に、5ページをお願いします。歳出でございます。

1、歳出の概要です。歳出総額16億2,570万3,000円で、前年度に比べ6,302万2,000円、3.7%の減となっています。歳出決算額の状況を令和3年度と比較した表で、各年度の構成比も掲載してございます。

まず、保険給付費です。決算額14億6,552万円で、前年度に比べ2,692万5,000円、1.8%の減となりました。この主な要因ですが、要支援、要介護者の給付額が減少したものでございます。

次に、地域支援事業費です。決算額1億78万9,000円で、前年度と比べて713万2,000円、6.6%の減となっています。

次に、基金積立金です。決算額0円で、前年度と比べて皆減となりました。

次に、総務費です。決算額3,344万2,000円で、前年度と比べて1,099万4,000円、49%の増となっています。この主な要因ですが、介護システム機能拡充における認定審査会追加対応業務実施のためのシステム改修によるものでございます。

次に、その他です。決算額2,595万2,000円で、前年度と比べて2,335万5,000円の減となっています。この主な要因ですが、前年度給付費確定に伴う償還金が減少したものであるものでございます。

次に、6ページをお願いします。給付費等の状況で、まず一般状況でございます。1、65歳以上の第1号被保険者のいる世帯数は、令和4年度末で3,430世帯となり、前年度末の3,448世帯よりも18世帯の減となりました。

次に、2、第1号被保険者数は、令和4年度末で4,666人となっています。うち65歳以上75歳未満の前期高齢者は2,004人、75歳以上の後期高齢者は2,662人で、前年度末に比べ第1号被保険者数は79人の減となりました。その内訳は、前期高齢者は130人の減、後期高齢者は51人の増となっています。

次に、(3)要介護・要支援認定者数は、令和4年度末で962人となっています。うち65歳以上の第1号被保険者は948人、40歳から64歳までの第2号被保険者は1

4人となっています。認定を受けた第1号被保険者のうち前期高齢者は95人、後期高齢者は853人となり、ほぼほぼ後期高齢者が占めているものとなりました。

次に、7ページをお願いします。認定者を要介護度別で見ますと、要支援1が193人、要支援2が171人、要介護1が159人、要介護2が135人、要介護3が137人、要介護4が108人、要介護5が59人となりました。

続いて、(4)第1号被保険者に占める認定者の割合は20.3%となっており、前年度からは0.4%の減となっております。

次に、(5)居宅サービス受給者数は、令和4年度累計8,633人で、1か月当たり平均で見ますと総数で719人となり、前年度と比べ平均では14人の減となっております。

次に、8ページをお願いします。(6)地域密着型サービスの受給者数は、令和4年度累計680人となっています。利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所が、28年度より地域密着型サービスに移行しております。令和3年度と比べ要支援1以外は全て減少となりました。

続いて、(7)施設サービス受給者数は、令和4年度累計882人で、1か月当たり平均で見ますと、介護老人福祉施設が42人、介護老人保健施設が30人、介護療養型医療施設は0人、介護医療院2名で、総数74人となり、前年度と比べて総数3人の減となりました。

次に、9ページをお願いします。保険給付でございます。給付件数は令和4年度累計で3万1,335件となりました。その内訳は、居宅サービスで2万9,718件、地域密着型サービスが721件、施設サービス896件で、割合としましては、居宅サービスが94.8%、地域密着型サービスが2.3%、施設サービスが2.9%となり、居宅サービスがほとんどを占めております。給付件数の要介護度別については下記の表となっておりますので、後ほどご参考ください。

次に、10ページをお願いします。給付額でございます。令和4年度累計の支給額は14億433万円となりました。その内訳は、居宅サービスで10億3,060万9,000円、地域密着サービスで1億3,332万6,000円、施設サービスで2億4,039万5,000円となり、その割合は居宅サービスが73.4%、地域密着型サービス9.5%、施設サービス17.1%となりました。給付額の要介護度別につきましては下記の7表のとおりとなっておりますので、ご参照ください。

次に、11ページをお願いします。3、高額介護・介護予防サービス費は件数3,224件、支給額3,668万3,000円となっております。また、高額介護サービス費の年間上限に該当するものはございませんでした。

次に、4、高額医療合算介護・介護予防サービス費は、件数190件、支給額628万円となっております。

次に、5、特定入所者介護、介護予防サービス費は、件数で食費675件、居住費が659件で、支給額1,677万2,000円となっています。

続きまして、審査支払手数料は、件数3万1,046件、支払額145万5,000円となりました。

次に、12ページをお願いします。地域支援事業でございます。介護予防日常生活支援総合事業の決算額は8,281万2,000円で、前年度と比べて415万6,000円の増となっています。これは総合事業実施に伴う訪問型サービス、通所型サービスの増によるものでございます。包括的支援事業及び任意事業の決算額は1,377万円で、前年度と比べて948万1,000円の減となっています。これは包括支援センター職員人件費の減によるものでございます。

次に、包括的支援事業、社会保障充実分の決算額は400万2,000円で、前年度と比べて181万2,000円の減となりました。これは在宅医療、介護連携推進事業の人件費の減によるものでございます。

その他諸費の決算額は20万5,000円で、これは介護予防日常生活支援総合事業実施に伴う審査支払手数料でございます。

以降、13ページ以下は資料として、14ページには地域支援事業の主な事業内容の内訳を掲載しています。

15ページには町内の居宅サービス事業所数及び施設サービスの内容と主な施設を掲載しております。

16ページ及び17ページには介護保険特別会計の科目の説明を掲載しておりますので、またご参考にしていただきたいと思います。

介護保険特別会計の決算状況の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。
委員長（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

介護保険ですけど、やっぱり介護保険は各市町村で金額が決められるということで、それぞれ各市町村でできる限りの引下げの策、やられてると思います。その中で、この令和4年度は第8期の2年目ということで、忠岡町の保険の基準額は月6,410円ということを知っております。これについて府下で何番目ぐらいに高いのか、教えていただきたいと思います。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

8期につきまして、忠岡町は大阪府で12位でございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

12位ということは結構上位のほうに入ってるかなとは思いますが、やっぱりちょっと高いかなと思います。で、介護保険料のほうもやっぱり先ほどの国保料と一緒に、やっぱり年間にすれば7万とかかかってくるので、高くなってきます。その中で、滞納者の数というのは一体どれぐらいいらっしゃるのでしょうか。令和4年度の実績って、ありますでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

令和4年度末の滞納者数ですが、全く保険料を払ってない方というのが19名いらっしゃいます。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

その19名って、基本的に年金から支払われてる方はもう自動で引き落とされてるので、先ほど100%と言ってたんですけども、基本的には普通徴収というか、そちらの方が19名ということは理解できます。で、その中で、もし滞納されてた方で、解雇状態になった場合にその利用のサービス料が3割負担になってしまいます。やっぱり滞納してるのにその保険料も払えないってなってくると、3割負担というのも当然払えない状態になってきます。本来であれば必要な介護なので、必要な介護なんですけども、受けられないという状態になってくると思うんですけども、この状況について忠岡町ってどういうふうにお考えでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

そうですね。滞納者の方については、おっしゃるとおり保険給付サービスを使う段階でペナルティがございます。ただ、それは何もなしに全員に滞納者にかけるというのではなくて、こちらとしましても催告を送ったりですとか滞納してますよというお知らせを送らせていただいて、できるだけ納付相談をさせていただく機会というのは頑張っ取りつけるようにはしております。で、もし介護保険料納付がしんどいということで来ていただいて、少しずつ払う分納にはなるのですが、そちらのほうで相談させていただいて、少しずつでも納めていただきますと、そちらのペナルティのほうも軽く済んだりとかかける必要がなくなったりもしますので、そういったところで対応していきたいと思っております。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

対応としたら当然、納付のときの相談していただいて、それで分納をしていただいたらそのペナルティも解除するという形で、そういった努力はしていただいています。

すみません、先ほども国保で同じ質問さしてもらったんですけども、令和4年度のコロナの減免に対しての対象件数と、金額もあれば教えていただきたいと思います。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

令和4年度のコロナ減免の対象は3名でございました。金額は18万3,640円でございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

これも国保と一緒にね、やっぱり令和3年度は、もともと収入が減ってる中で、令和4年度、そこからさらに3割減っていくってなってくると、当然対象者の数も、一概には言えないですけど、減ってくるだろうと予測もできますし、で、やっぱりもともと少ない方が今回コロナの減免に当たらないということもあるので、やっぱりそういった形で、中にはその減免が受けられなくて払えないという方も、中にはいらっしまったかもしれませんが、そういうことについては当然、国の制度にもありますのでね、対応していただきたいと思えます。

すみません。一旦終わりますけど、ほか。

委員長（今奈良幸子議員）

ほかにご質疑ある方いらっしゃいますか。いらっしゃらない。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません。そうしましたら地域包括支援センターのことについてお伺いしたいと思えます。この前の9月の福祉文教の委員会の中で、本当にその他案件ということで、忠岡町が地域包括支援センターの民間委託のことをプロポーザルでやっていくという話をお伺いしました。本来であればこの令和4年度の決算ではないので話しするべきではないんですけども、この話がもともと令和3年度から出ていたということも話を聞いています。

委員長（今奈良幸子議員）

すみません、ないといったらちょっと止めざるを得ないと。

委員（二家本英生議員）

いや、令和3年度で話が出てた。

委員長（今奈良幸子議員）

じゃなくて、令和4年。

委員（二家本英生議員）

3年度から話が出てて、令和4年度もそういう話が続いたと。

委員長（今奈良幸子議員）

そうですか。ごめんなさい。すみません。

委員（二家本英生議員）

という話があったんで、それで令和4年度で、今回こういう形でプロポーザルという形で出すんですけども、じゃあ果たしてその令和4年度で、忠岡町が独自で持ってる地域包括支援センターの中で何か問題とかあったんでしょうか。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

さきの福祉文教でもお話しさせてもらったんですけども、まず休日、夜間ですよね。休日、夜間、で、緊急対応、その時間外の緊急対応であったりとかそういったところが職員がなかなか対応できなかったと、対応しにくかったというところがまず1点。

そのほかには、3職種と呼ばれる専門職ですね。主任ケアマネ、社会福祉士、保健師、これをそろえていかなあかんという専門職の確保、この辺りが一番難しいというところで、民間の委託に出していきたいというふうな説明をさせていただきました。

以上です。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

先ほど2点おっしゃっていただきました。それは、令和4年度は休日、夜間の対応が厳しいとか、3職種の確保が厳しいとか、そういうことをおっしゃってましたけども、じゃあ令和4年度はどのような形で運営されていたんでしょうか。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

そうですね。何とか職員では対応はしたんですけども、やはり夜間であったりとか休日ですね、出てきたりとかいうところで、守衛さんのほうから連絡が入ってくるということもあったんですけども、早急にちょっと対応できなかったという事例もありましたんで、そういうのを今後なくしていきたいと。

で、昨日の障がい者のほうでも二家本委員から、やっぱり相談支援事業所が増えるのはいいよねというお話もいただいています。これは障がいだけに限ってではなく、高齢についてもそういう知識、包括支援センターを民間委託に出して行って相談を聞いていただく。もちろん本町のほうでも相談を聞かへんというわけではないので。

以上です。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうですね。そういう話だったんですけど、ただね、こういう話っていうのは福祉文教の一部の議員がいてる中の、その他案件で言う案件ではないと思うんです。で、実際この地域包括支援センター、関わる方が、住民の方がかなり多くいらっしゃると思うんです。やっぱりそういった中で議会の説明、事前説明もほとんどされずに、もう9月25日に民間のプロポーザルの募集もかけてます。で、本当に何も議会の中にも示されず、もうそのまま進んでいってるという。住民の声もなかなか届いてないところで、もう忠岡町だけでこういう話を進めていってる。まず、そこがまず問題やったと思います。

令和4年度もそういった形で、なかなか対応できないということもあったんですけど、プロポーザルの内容を見てもみますと、ここの仕様書かな、仕様書を見てもみますと、勤務時間及び休日というのが月曜から金曜、午後9時から5時半ってなってるので、休業日、土曜日及び日曜日、祝日、あと年末年始ということは、先ほど問題点でおっしゃった1番の

問題にはちょっと何も解決の点がないというのがあって、同じような仕様書をプロポーザルに出してるというのがあるんですね。これであれば別に忠岡町の職員でやっていたこととサービスは同じなので、わざわざこういうことを民間委託出さなくても、もっと考えがあったんではないかと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

今、二家本議員、仕様書をお持ちということなので、今述べられたのは1つ目の平日と2つ目の休業日のところだと思います。その3つ目のところですね。このその他、ここが一番大きなところで、今ちょっとお持ちになってない方ではあると思うので、読み上げさせてもらいます。

まず、その他の1つ目として「業務日及び業務時間については、住民サービスの向上のため、シフト制等により上記の日時を超えて業務を行うことは差し支えないものとする」。「業務時間以外であっても、地域の住民、関係団体への会議の出席を求める場合がある」、3つ目、「年間を通じて電話等により24時間対応可能な連絡体制を確保すること」、こういう規定を設けておりますので、役場の対応とは異なるかなというふうに思っております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

役場の対応と異なるっても、先ほどね、さすがに土日とか夜間とかでも守衛さんのところに連絡があって対応されてるということ、それはもう職員の大きな苦勞、大変なところやと思ってます。で、かといって、これを何も議会とかに諮らずに、仕様書だけぽんと出してプロポーザルかけてやっていくという、その進め方というのがちょっと問題あるんじゃないかと思ってます。で、この点については今もう、これ以上はまた違うことになってしまうんであれですけど、やっぱり令和4年度からもしそういう問題があるのであれば、もっと早めにきちんと議論しておくべきやった案件やとは思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

委員長（今奈良幸子議員）

答弁できますか。ちょっと介護保険とは違う内容になってきておるので。総括でまた言っていたらいい。すみません。

ほかに、ご質疑ございませんか。

委員（松井匡仁議員）

すみません。

委員長（今奈良幸子議員）

松井副委員長。

委員（松井匡仁議員）

歳出では細かに書いておらんのですが、歳入のところで職員給与の繰入金と事務費の繰入金、これ、ちょっと上がってまして、トータルして歳出のほうには書いとるんですけども、これの理由を教えてください。で、「介護システムの機能拡充における認定審査会追加対応業務の実施により」と書かれてるんですけども、こいつは何でしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

事務費繰入金のところで上がっている認定審査会業務の部分なんですけれども、介護で専用で使ってる端末がございまして、そこは認定審査会の業務が一部分が入っていない状況だったんです。というのも、2つのシステムを利用しておりまして、AとBとさせていただきますと、Bのほうは従前からあった国の認定システムが入ったシステムを使っており、スキャナー等新しく入れたものだったので、忠岡町が紀陽情報システムの端末を入れて現時点で使ってる介護システムを使用する際には、またこちらのほうで同じ機能を入れると二重になってもったいないというところで、こちらとこちらの業務を分けて、2つを駆使して業務を行っておりました。

ただ、こちらの、ずっと使えてた国の認定システムのほうなんですけども、法改正がございまして対応できなくなってしまいましたので、こちらに、もう2種類をこっちに入れて、またこちらにまた入力するという手間の軽減も重ねまして、一本化させていただくことにしまして業務ができるようにしました。で、業務ができる端末が2つと、さらにこの2つの情報を統合させないといけなかったもので、さらに職員は自分の端末に、さらに両方から情報を持ってきてエクセル表を作ったりもしてたんですけども、そちらを1つのシステムで全てできるようにできたことで事務の効率化と、きちんとした国の制度にのっとった運用ができるようにしたものでございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

松井副委員長。

委員（松井匡仁議員）

なるほど。分かりました。

すみません。で、手間なんかいろんなもの省けるようになったと思いますが、この職員給与の、ほんなら繰入金、まあ繰入金やってる方、払ってるということは給料が上がってる、払うほうが上がってるんやろうと思うんですけども、この上がった理由は、職員の手間、省けたのに上がると理由というのはどういうことですか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

こちらの職員給与につきましては、包括支援センターのケアマネをされている会計年度さんを雇い入れる部分の給与のものになりまして、3年度は1人の方がおけがで休まれてた時期がありまして、そもそも支出が減ったところがあるんです。それが、4年度はずっとおられましたので満額支給したものでございます。で、こちらの給与なんですけども、包括支援センターのケアマネジャーさんはケアプランを立てることで収入がありますので、そちらを充ててこれを支払っておりますので、町の支出としては一般会計に入ったケアプラン代をこちらに移して、介護特会からご本人方にお支払いするという流れのものでございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

松井副委員長。

委員（松井匡仁議員）

いずれにしましても来年からなくなるということでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

委託がかなうかどうかはちょっと分からないので、ちょっと仮にと、またこちらも仮にのお話にはなってしまうんですが、委託した場合にはこれはなくなります。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございます。

委員長（今奈良幸子議員）

ほかにご質疑はございませんか。

委員（二家本英生議員）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、介護認定される際の、更新時に認定が下げられるということ、話よく聞いたりします。で、この令和4年度、その認定の更新時に認定の下げられた方の人数を教えてくださいと思います。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

全体で下がってる表がちょっと今手持ちでなくて、要介護の方が要支援に下がった方の分はあるんですが、一旦それでもよろしいですか。すみません。要介護状態から要支援になられた方は16名おられます。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

きっちり状況を見て、ちゃんと認定はしてると思うんですけど、やっぱり要介護から要支援というのは大分サービスが変わってきますので、例えばデイサービスの利用が週2回から週1回になったりとか、いろんなサービスの受けられないことが起きてくるので、認定はきっちりされてると思うんですけど、例えば不服申立てとかあった際には、多分きちんともう一度再認定していただいて、適正な認定を受けれるような形にしていきたいと思います。

あと、すみません。地域支援事業の中の任意事業の中で、介護用品の紙おむつの支給についてなんですけども、こちら基本的には自宅とか家族でやられてる方が対象なんですけども、例えばほかの市でいいますと、貝塚市さんとかは入院されてる先とか、施設に入所してても紙おむつの支給されてるんです。忠岡町としても今後そういった形で、各家庭にはお届けされてると思うんですけども、入院先とかに支給できるような、拡充していただきたいんですが、いかがでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

こちらの任意事業ですけれども、国のメニューの中にあるものでございまして、国や府、町保険料等の負担割合が発生して実施しているものでございます。で、一定、国のルールに従って本町は実施しております。他市では拡充して、単費で追加してされてるところもあるのですが、現状、忠岡町としましては国のルールにのっとって実施してまいりますので、今のところ拡充は考えておりません。お願いいたします。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

他市でも単費でやっているとところもあるので、できたらそういう形で、ちょっとでも支援できるような形にしていきたいと思います。

以上です。

委員長（今奈良幸子議員）

ご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（今奈良幸子議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（今奈良幸子議員）

次に、190ページから197ページの後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、担当課より提出資料の説明を求めます。

（後期高齢者医療特別会計 担当課説明）

決算書189ページからの令和4年度忠岡町後期高齢者医療特別会計決算について、ご説明申し上げます。お手元にご配布の資料で説明させていただきます。

資料1ページをご覧ください。令和4年度の後期高齢者医療会計決算規模は、歳入5億383万8,000円、歳出では4億9,327万3,000円となり、前年度と比べて歳入は3,841万1,000円、8.3%の増、歳出は3,327万1,000円、7.2%の増となり、差引き1,056万5,000円の黒字となりました。

では、資料3ページの決算状況で説明させていただきます。3ページの令和4年度の決算額の欄をご覧ください。

歳入の概要については、後期高齢者保険料の決算額は、年金からの特別徴収で1億52万1,000円、普通徴収で9,569万円、滞納繰越分で50万6,000円となっています。保険料全体で1億9,671万7,000円となり、前年度に比べて2,193万円の増となっています。歳入に占める割合は39.0%です。

使用料及び手数料の決算額は2万2,000円です

繰入金の決算額は3億166万4,000円で、前年度と比べて1,509万7,000円、5.3%の増となっています。そのうち医療費分は2億2,442万8,000円です。

繰越金の決算額は542万5,000円で、前年度繰越金です。

延滞金は1万円、雑入は0円です。

以上、歳入合計は5億383万8,000円でございます。

次に、歳出です。概要を申し上げます。

総務費の決算額は2億3,005万3,000円で、前年度と比べて1,051万3,000円、4.7%の増となっており、総務費のうち広域連合負担金が2億3,025万2,000円で、前年度に比べ950万9,000円、4.3%の増となっております。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金の決算額は2億5,436万4,000円、前年度に比べ2,232万8,000円、9.6%の増となっております。これは保険料の納付金です。

諸支出金の決算額は285万6,000円で、過年度分の保険料払戻金です。内訳は償還金利子及び割引料が99万6,000円、一般会計への返還金が186万円です。

以上、歳出合計は4億9,327万3,000円でございます。

歳入歳出差引額といたしましては1,056万5,000円の黒字となりました。これは保険料の収納と広域連合への納付のずれによるものでございます。

被保険者数は、令和4年度末2,571人で、前年度に比べ55人の増となっています。

3ページ下段に移りまして、申し訳ございませんが、ここで1点訂正がございます。保険料収納状況は現年分が、正しくは99.48%でございます。おわびして訂正いたします。

続きまして、その1つ右ですが、滞納繰越分で56.73%となっています。滞納繰越分については、収納済額は調定額で計算しています。

資料の4ページは歳入歳出決算額の構成比でございます。後ほどご高覧ください。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

これも国保と一緒に、もし数字があればいいんですけど、令和3年度と令和4年度の保険料を教えてくださいたいと思います。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

3年度は、すみません、持っておりません。4年度の報告をさせていただきます。保険料は均等割が、令和4年度5万4,461円、所得割が11.12%となっております。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

令和3年度の比較がちょっとできないんですけども、毎年、これもやっぱり保険料、高いということで、これも先ほどの国保と一緒に、広域連合で扱ってるということなので、なかなか忠岡町独自で引下げというのはできないんですけども、そこも先ほどの国保と一緒に、もう手短に言います。保険料の引下げをお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

後期高齢者医療保険のほうにつきましては、保険者が大阪府の広域連合のほうになりますので、保険料の引下げについての要望についてはお伝えはさせていただきますが、本町での料率の決定というのはいたしかねます。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、引き続き広域連合に引下げの要望をしていっていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

委員長（今奈良幸子議員）

ほかにご質疑ございませんか。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

1個すみません。これ、調定額と収入済額で一致してないところあたりするじゃないですか。納めてるのに、どっちも納めてる額なのにこの差異が生じてる理由、ちょっと教

えていただきたいんですけど。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

調定額というのは賦課した金額になります。で、収納額というのはそれに対して住民さんが納めた額となります。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そしたら、調定額が本来その人が払わないといけない額で、実際に納めた額が収入済額で、それに差があったら納めてないんやという、その認識で合ってますか。

保険課（泉 亜希課長）

そうですね。そういう形に。

委員（勝元由佳子議員）

ですよね。分かりました。ありがとうございます。

委員長（今奈良幸子議員）

ほかにご質疑ありませんか。

委員（松井匡仁議員）

なければ。

委員長（今奈良幸子議員）

松井副委員長。

委員（松井匡仁議員）

すみません。去年もちょっと聞いたことあるんですけども、この広域連合の会議というのは福祉部局の部長さんが参加されますよね。去年も聞いたんかな、僕。「してません」という返事やったんですけど、その後調べたら、やっとなるんで、行かれてますよね、部長、会議ね。で、その中で今、「要望していきます」って言うてましたけど、広域連合のこの会議の中で、皆さん各市町村、こうやって、料金、引き下げてくれというような話にはなってるんでしょうか。料金、違うな。ごめんなさい。保険料、引き下げてくれというような話にはなってるんでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

市町村がメンバーに入った部会がありますので、保険料などについてこういう意見があるというのは伝える機会はあるというふうに認識しております。

委員（松井匡仁議員）

認識。委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

松井副委員長。

委員（松井匡仁議員）

認識しております。いやいや、実際に部長、行かれますよね。課長が行くの。部長やね。部長、行った本人として、そういう話というのはその会議の中で各市町村、みんな出るんですか、実際。保険料、引き下げていこうやとか。出ないですよ、現状ね。どうなんですか。それで、そこに要望書なりって持っていかれたことってあるんでしょうか。やれ言うてるわけじゃないですよ。そういうことってあるんでしょうか。

健康福祉部（泉元喜則部長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元喜則部長）

私も全部が全部行ってるわけじゃないので、都合により代理で出席さしてる場合もございます。その中で、いろいろ他市町村からも意見として、保険料が高いというんですかね。そういった部分について、その議題ではなかったとしても、出てるというふうには認識しております。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

松井副委員長。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。それなら出てるのであれば、忠岡町も一緒のように、今の答弁であったら要望してるということですか。

健康福祉部（泉元喜則部長）

はい。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。ありがとうございます。

委員長（今奈良幸子議員）

ほかにご質疑ありませんか。

（な し）

委員長（今奈良幸子議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で各特別会計の決算の審査を終結いたします。

委員長（今奈良幸子議員）

続きまして、事業決算に移ります。

すみません、お席の移動のほうをお願いいたします。

委員長（今奈良幸子議員）

続きまして、事業決算に移ります。令和4年度忠岡町下水道事業決算について、担当課より提出資料の説明を求めます。

（下水道事業決算 担当課説明）

それでは、早速始めさせていただきます。令和4年度忠岡町下水道事業会計決算について、ご配布しております下水道事業会計決算概要を用いてご説明をさせていただきます。

1番、経営成績。経営成績につきましては、黒字経営となり、7,303万3,627円となりました。

2番、財政状態。財政状態は、資産111億9,933万332円、負債88億5,390万4,923円、資本23億4,542万5,409円です。資産のうち95%を有形固定資産、土地、建物、建築物などが占めてございます。また、自己資本比率は53.5%、流動比率は24.6%となっております。

3番、建設改良事業。令和4年度に実施した主な建設改良工事は、管渠では高月北2丁目地内污水管布設工事、中央線11分区污水管渠布設工事8工区、忠岡東1丁目地内污水管布設工事2工区。ポンプ場につきましては、雨水ポンプ場電気設備等長寿命化工事委託、同じく対津波対策等改築工事となっております。雨水、汚水の管渠整備の結果、前年度より汚水で1.0ヘクタール、雨水で0.1ヘクタールの面整備が完了してございます。

4、普及状況。表をご覧ください。過去からの整備の結果、面整備率は97.4%、水洗化率は92.3%になっております。

2ページをお願いいたします。5、収益的収入及び支出。前年度と比較した表になっております。収入で2,746万9,000円、支出で2,003万4,000円、それぞれ減少しています。主な理由は、雨水処理費及び汚水処理費の公費負担分が減少したことによるものとなっております。

3 ページのほうをお願いをいたします。6、資本的収入及び支出、同じく前年度と比較した表になります。収入で8,990万7,000円、支出で8,193万9,000円、それぞれ増加しております。主な理由は、雨水ポンプ場で実施した電気設備等長寿命化工事と対津波対策等改築工事によるものとなっております。なお、4条予算で収支不足額は前年度の利益、減債積立金や減価償却費などで補填をしてございます。

7、損益計算書。損益計算書は一事業年度の経営成績を明らかにするための報告書となっております。3条予算の収支が対象となります。前年度に引き続き黒字を計上できております。

4 ページをお願いいたします。参考資料といたしまして雨水、汚水別の損益計算書をここに入れさせていただいておりますので、後ほどご覧いただければありがたいと思います。

5 ページのほうをお願いをいたします。8、貸借対照表。先ほどもご説明をいたしましたが、資産のうち95%を有形固定資産が占めております。また、流動比率は約25%、下水道事業におきましては建設投資の財源の多くを企業債により調達しているため、流動負債に計上される企業債の償還額が大きく、比率が低くなりがちですが、2年連続、続きましての黒字と、企業債の償還額が毎年減っていておりますので、その数値は改善傾向にあるのかなというふうに考えてございます。

9番、経営指標。経営の健全性、効率性及び老朽化の状況を示す指標を掲載させてもらっております。経常収支比率、経費回収率とも100%を上回っておりますので、健全化の水準とされる数値は達成されております。また、老朽化の状況につきましては、雨水、汚水管については耐用年数を経過したものはなく、有形固定資産、減価償却率についてもその数値は低く、差し迫った状況には至っていないと考えてございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いをいたします。

委員長（今奈良幸子議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、昨日質問したところで、こっちで聞いてくれということだったんですけど、新開地下水の浚渫の件です。あそこ、昨日もお話ししたとおりなんですけども、南1丁目のところとかクボタハウスの南3丁目のところとか、あの辺がもう流れがゆっくりになってしまって、なかなか水が流れていかない。その中には当然、水が流れていかないということは、草も結構生えたりしてて、夏場の時期というのは結構あの水路って草が生えてる状態がひどいんですね。で、環境面でいうと、あそこで虫がいろいろわいて、近所の方が迷惑してるとかという話も聞いてます。で、一度原課のほうに「その掃除をしてほ

しい」ということで1回頼んだことあったんですけども、流れを阻害するものでなければ、浚渫は、掃除はしないということをちょっと話をしてたので、だったんですけど、6月の大雨のときに実際その水路がちょっとあふれたという話も聞いてますので、やっぱり草とかはちょっと流れによってよくなったりはするんですけども、そういった災害時のときにどうしても阻害、大きく阻害するものではないんですけども、草があることによって、草があるということは当然、下に土とか泥とか埋まっていますので、そういったことで、そのあふれ出すということもあったりするんで、あの辺の浚渫をしていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

委員長（今奈良幸子議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

浚渫等々につきましては、現場を確認させていただきまして、する必要があるのであれば、それに応じてやらさせていただいておりますけれども、今回の案件につきましては私も確認させていただいたんですけども、うちの担当課が言うように、阻害するものではないと判断させていただいておりますので、だから、しないということはないんですけども、優先順位がありますので、それは順番にそこは浚渫していきますということが1点と、あと、雨であふれたということになるんですけども、当然一定量、キャパを超えるのが出てきますと、それは浚渫してようがしてようまいが出て、超えることがありますので、それはちょっとご理解のほう、よろしく願いをいたします。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

その一定の雨量とか、それはなかなか想像しにくいところではあるんですけど、やっぱり浚渫をしていただいたら、当然水量も流れたり、そこにためておく量も増えますので、あふれる可能性も低くなってきます。先ほど優先順位をもってという話もされてたので、各地でそういう水路って結構あると思うんですけども、そこもそれぞれ住民の要望を聞いた上で、また原課の確認もした上で、できるだけなるべく早い対応をお願いしたいと思います。答弁は結構です。

委員長（今奈良幸子議員）

ほかにご質疑ございませんか。

委員（松井匡仁議員）

すみません。

委員長（今奈良幸子議員）

松井副委員長。

委員（松井匡仁議員）

時間のことを考えていただいてか、えらい短い説明で、ありがとうございました。課長とは何遍も話し合ってるんですが、平行線のままでですね。この下水道の決算、汚水の部分について7, 300万円、これ黒で上がりましたと。で、昨年度も黒でしたと。その処理の仕方が減債基金への積立てやと。これ何で、私ずっと言うんやけど、何でそんなに借金ばかり返さんあかんのやと。この借金は4条のほうで、利息はちゃんと返してるでしょう。そやけれども、そこからまだ元本、こないやって全額償還に充てる、償還の基金に積み立てらんでも、そこからまた新たな計画をもって整備、この辺を進めていかんの違うんかって言うてるんやけど、なかなかあれなのと、これ、次の一般質問でまた言いますけれども、その事業の整備の計画がまだできていないのであれば、これ雨水、同じ決算の中で汚水と雨水、分けてあるわけですけどね。これはもう会計上の話なんで、また長なるんであれですけど、分かるんですけども、一部流用してでも、この雨水のほうをしようと思ったら忠岡町の一般会計からぶち込んでいかなあかんのですよ。そやけれども、これ、汚水のほう、皆さんの料金、本来は料金下げれという案になるんかもしれへんけど、そうじゃなくて、こうやって減債基金に積み立ててるのであれば、それを一部使わしてもろて、町民の皆さんの理解を得てね。やっぱり雨水の整備、この辺にも使っていけるんや、違うんかというお話を長年にわたってさしてもろてるんやけど、なかなかちょっと平行線のままだんですけれども、これ、来年度以降も、今年やな、この5年度以降も利益というのは汚水のほうで上がってくるはずです。雨水のほうは当然ながら使うた分を一般会計からぶち込んでるわけですから、ここにプラスになったりマイナスになったりということはないわけなんですけれども、なかなか、どうでしょうか。

委員長（今奈良幸子議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

そうですね。ずっと松井議員に言っていたように、なかなか今出てる7, 000万円、令和3年度も黒字が出てるんですけども、それは今おっしゃっていただいたように汚水の分での黒字ってなっておりますので、その黒字の分、それは下水道使用料から上がってきた黒字となつてございますので、それを一般会計のほうの雨の中に突っ込むというのは原則的にはできないというのはずっとお答えさせていただいてるんですけど。

あと、原則的に黒字でないから工事がちょっと遅れてるといのは、ちょっと申し訳ありません、今までの委員との話の中で私の説明不足やったんですけども、実際、ただポンプ場とか、今、雨の管でもそこに引かしていただいておりますよね。ああいうふうに関係場所で、雨水のほうにも年度年度でしっかり対応というか工事はやっておりますので、何も黒字の部分、絶対回さないという雨の工事ができないということではなくて、ちゃんと予算に上げて、その中で実行させていただいてございますので、その辺ちょっとご理解いただければありがたいなと思います。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

松井副委員長。

委員（松井匡仁議員）

もう一つ、いきます。今年に限ってはこの町民グラウンドの整備もありましてね、やらなきゃあないと。この裏もそうですけれども、そのまま下を向いて流していったら、下であふれるかもしれへんから、向こう向いて2号のほうへ流さなあかんと、分かります。で、一般会計の中からやった。で、この中にたまたま下水道事業をやってるから、どこどこやったって、これからも載ってくる。

そういうことを言うてるんやのうて、この利益ね。これ、忠岡町がもう延伸するところ、ほとんどないから。他市の場合、忠岡の浜に入ってる汚水の管の6市ですかね、6市はみな延長しながら、借金しながら借金返してる。忠岡だけは、これもう延伸するところないから、ただ利益が出たらそれを借金返すって、こんなんちょっと話的におかしいん違うかと、前々から申し上げてるんです。

それなら、和泉市は、まあ市の名前出してあれやけど、他市は同じ、うちと同じ返済率としてやってるんかったら、絶対うちのほうが率的には高い。もちろんこの借金返していくというのも大事なことやけれども、この下水道事業に限っては、何ぼ返したってゼロになるわけでもないし、そもそもゼロを目指して返していくものでもないし、長年にわたって続けていく事業ですから、その時々、その年代の人たちが使ってる分でこの減債していくんやという趣旨の。

この会計の会計分離のお話、さっきされてましたですけども、そもそもこの汚水の分をね、一般会計のほうに充てるのはおかしいと。これ会計分離してる原因というのも、本来はほかの、田舎と言ったらあかん、田舎のほうで汚水管を延ばすに当たって、一般会計から何ぼでもぶち込んだら、ぶち込まんとかかん状況を防ぐために会計分離してんやと私は思ってるんです。

だから、忠岡町は逆で、この汚水のほうが余ってしもてるんやと。ほんならこれ、国交省に行っても忠岡町の情勢を伝えて、会計分離の原則も全部分かっとなと。そやけど、忠岡町はこういう状況なんやと。こんな日本全国でね、何遍も言うてるけれども、東京都内の超都心部と大阪市内の一部と、そういう大都会でしかこういう現象にはなっていない。忠岡はほんまに地方都市としてはまれなケースやと思うんです。こないなってるのはね。だから私は話できると思ってる。「一遍、国交省へ一緒に行きたいな」ってこの間も言うてたんですけどね。何でもそやけど、やっぱり話して分かることもあると思う。これは、さっきの国保とかそんなとはちょっと性質も違うしね。

これ、皆さんの料金やし。なかなか、本来は忠岡町民が払って、忠岡町がどういふふう

に使うか決めれる。で、事業会計にして、このJSにしたって国交省から推薦いただいた公認会計士に頼んでるようなものやから、忠岡町がどないしようって決めたら、そこにどうやこうや言えるものやないと私は性質的に思ってるんです。

だから今後ね、ちょっとお話、一遍進めていきたいんやけれども、なかなか。町長、すみません、原課ではできる権限のところというのはなかなかね。これ以上私、返事できへんやというのは分かってるんですけどね、やっぱり進めていきたいと思うところもありますし、やはり将来にわたっていろんなことを解決していかなあかんこと、一般会計ではなかなかでけへん。いや、今はやろうと思ったらできますけど、今まではできへんかったこと、これをこの余剰金をもってさせていただく、この借金返済のために全部充てていくとか、そういう形じゃなくて、できるのであればそういう方向に向いていただきたいと思いますんで、ひとつよろしく願いいたします。

町長（杉原健士町長）

その辺、一回しっかりと煮つめて考えてまいりたいと思います。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございます。以上です。

委員長（今奈良幸子議員）

ほかにご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（今奈良幸子議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で各会計決算の審査が全て終了いたしました。

お昼になりますので、ここで休憩し、午後1時から再開いたします。

議長（北村 孝議員）

あと総括やから、昼の休憩と総括の時間取ってはるから、ちょっと余分にとってはったらどうですか。

委員長（今奈良幸子議員）

分かりました。皆さんどうでしょうか。

議長（北村 孝議員）

普通の流れより30分でも40分でも時間を取って、総括質問をまとめるのに取ってあげたほうが。

委員長（今奈良幸子議員）

そうですね。じゃあ、すみません、再開は1時半からにしたいと思います。その時間で大丈夫でしょうか。

委員（松井匡仁議員）

意見集約って、またそこから時間を取るの。

議会事務局（柏原憲一局長）

それは全部終わってから。1時半で。

委員長（今奈良幸子議員）

では、1時半に再開いたしますので、それまでに総括質疑のほうをお考えいただければと思います。ありがとうございます。

（「午後0時01分」休憩）

委員長（今奈良幸子議員）

では、休憩前に引き続き審議を再開いたします。

（「午後1時30分」再開）

委員長（今奈良幸子議員）

総括質疑に入る前に、追加の説明等がある事項について、順次説明を願います。

産業建築課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本健三課長）

昨日お尋ねいただきました二家本委員からのご質問のご回答をさせていただきます。

まず初めに、利子補給の件ですけれども、新規件数は何件であったかということに対して、新規件数は2件でございます。

もう1点、ブロック塀の危険な件数につきまして、お答えさせていただきます。通学路におけるブロック塀の安全点検についてということで、これ、平成30年6月に大阪北部の地震によりブロック塀が倒れて児童が亡くなるという痛ましい事故が起こりました。その後、大阪府教育庁教育振興室長と大阪府住宅まちづくり部建築指導室長連名で、市町村教育委員会教育長宛てに点検の依頼がございました。当時、教育部局と建設部局と合同で点検させていただいたときの件数になります。その件数が383件でございました。

報告は以上でございます。

委員長（今奈良幸子議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

昨日、教育費におきまして小島議員よりご質問のありました学校支援コーディネーター報償費につきまして、ご報告いたします。

社会教育関係所管でございます府教育庁地域教育振興課におきまして、平成23年度より教育コミュニティづくり推進事業が開始され、本町においても当初より活用させていた

だいております。様々なメニューがある中、学校支援活動の一環としまして、学校支援コーディネーターの位置づけで、地域人材を活用し、有償ボランティアとしてご活躍いただいております。

具体的には、司書の資格をお持ちの方1名が中学校図書室でお力添えいただいております、昨日もご議論いただきましたが、読書活動推進の一助として、平均しまして月に約8日間、1回当たり約4時間、ボランティア活動をしていただいております。子どもたちとコミュニケーションを図りながら、図書の貸出し、整理、推薦図書紹介ポップの作成などをしていただいております。

なお、財源としましては、大阪府教育コミュニティづくり推進事業補助金の一部を充当しており、大阪府において3分の2を負担していただいておりますが、上限がありますので、18万6,000円を補助金として頂いているところでございます。よろしくお願ひします。

委員長（今奈良幸子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

国民健康保険事業勘定特別会計からの補足の報告となります。

勝元議員から頂きましたスマホ収納の件数でございますが、現年分で令和4年度実績、578件でございます。

続きまして、二家本議員から頂きました国民健康保険の資格証明書の発行世帯に含まれる子どもの件で、乳幼児2名についてでございますが、1年証を発行しております。

以上でございます。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

昨日、前川議員よりご質問いただきました拉致問題に関する図書を、各校、蔵書としてあるかどうかというご質問の件でございますが、小・中学校に確認いたしましたところ、拉致問題に特化した子ども向けの活字の書物の種類が数少ないこともあり、現在のところ蔵書としては3校ともございませんが、今後、発達段階に適した書物がございましたら、各校、蔵書していくよう検討してまいります。

なお、拉致問題につきましては、教科として社会科の学習で3校とも学習をしております。人権教育におきましても、発達段階を考慮しながら取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（今奈良幸子議員）

これで、ただいまの説明で終わりますが、説明についてご質疑ございませんか。

(なし)

委員長（今奈良幸子議員）

ないようですので、総括質疑に入ります。総括質疑につきましては、これまでの審議との重複を避けていただき、大局的な観点からの質疑をお願いします。

質問される方は挙手をお願いいたします。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、ちょっと今日頂いた訂正資料の件でもいいですか。今日、訂正資料、頂いたやつ。

委員長（今奈良幸子議員）

はい。

委員（勝元由佳子議員）

いいです、すみません。これ、中身は分かるんですけど、事業費が款を2つまたがってますでしょう。総務費と商工費で。同じ事業なのに、何でこんな総務費、商工費で款が大きいところで大もとで分かれているのかということを知りたい。分からなかったら、後日、個別でもいいですよ。でも、事業してはるのは理事者側やからね。

産業まちづくり部（村田健次部長）

委員長、すみません。

委員長（今奈良幸子議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田健次部長）

人件費のところ、そもそも総務費で取ってたんですけども、令和5年度からは一括で商工費ということで変えさせていただいてますので、よろしく願いしときます。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。はい。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。最終の令和4年度ということで、了解です。

では、総括質疑で、聞き漏れたところ、ごめんなさい、何点かあるんで聞きたいんですけど、いけますか。あかんかったら飛ばしますけど。

委員長（今奈良幸子議員）

大局的ではないので、手短に。いいですか、皆さん。

委員（勝元由佳子議員）

監査委員のね、ごめんなさい、決算書の総務費の一番最後に、民生費との境界のところに載ってて忘れたんですけど、監査委員の報償費が載ってたんです。で、額はそんなにウン百万とか高い額ではないんですけども、監査委員さん、常々町の会計、決算、チェックしていただいているんですけども、その監査委員さんによる財政効果というんですかね。どれぐらいチェックしていただいて、忠岡町のこの財政に寄与していただいているかというところで評価していただきたいんですけど。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

財政的な効果としては量ることはちょっとできてませんので、答弁は控えさせていただきます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

これ、聞いた意味ですけどね、初日ですか、歳入のところか、町の財産の使用料の質問させていただいた中で、実際、私、よその自治体の監査委員さんの監査結果を使わせてもらって、適切にこうしてくださいということを言わせてもらったんですよ。で、本来、本町に監査委員がいるにもかかわらず、こうやってチェックしていただいているにもかかわらず、よその監査委員さんのお世話になって、ほう、ええこと書いてるな、勉強になるなっていうこと自体がね、本来であればそれは本町の監査委員さんにしていただきたいというところでお聞きしたんです。

ですので、希望としては、そういう監査をしていただくように理事者からのほうの働きかけをお願いしたいんですけども、そこら辺はどうですかね。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

現在、本町における監査委員における監査事務というところでございますけども、一応、国が監査基準というようなものを設けておくことによって、本町独自でそういったモデルを導入した忠岡町の監査基準というものを策定しているものでございます。つきまし

ては、適正にですね、例月検査、定期監査、決算審査等々の監査につきましては、その本町が定める監査基準に基づいて適切に監査をしていただいているという認識でございますので、よろしく願いをいたします。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

これはね、お願いなので、お願いしときます。

あと、ついでにですね、ちょっと1個、使用料のところで一番肝心なこと言い忘れてまして、使用料の減免をするのであれば、そういう陰に隠れて町の財産が流出するという部分ではなくて、補助金に改善すべきだというところで、今まさしく言うたね、他市さんというか、よその自治体さんの監査結果のところには書かれてたんですよ。私もそれはそうだなと思うところがあるんで、やっぱり見える形で透明性を持ってというところで、減免という形ではなくて、本来その団体さんであれば、補助金という形で、住民にも見える形に変えていただきたいというところ、これは全庁的な話ですね。お願いしたいんですけども、ここはどうでしょうか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

今、議員おっしゃっていただいている使用料とか減免等の話につきましては、なかなか全庁的に調整がいろいろ必要かなというところがございますので、他市町村の事例等ももちろん調査研究しながらですね、しかるべき時期が来たときに、そういったところで議会、使用料の改正等は条例改正等を伴うものもございますので、そういった調査研究して行って、しかるべき時期が来たときにですね、議員さんのほうに、議会のほうに提出させていただくような形で前向きに進めていきたいなというところで現状は考えております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そこはぜひお願いします。

あと、これは要望ですけど、一部使用料については条例で規定してくださいね、条例改

正ちゃんとしてくださいねということは申し上げたんですけど、決算書の32ページのところ、諸収入で手数料とか使用料という名目で上がってますでしょう。ということは、これも同じく、本来であれば条例で規定すべきものやったんだろうと推察してるんです。そうであれば、ちゃんと条例に規定してたら、使用料とか手数料のところにも上がってくると思うんで、ちょっともう1回規定のところを見直していただいて、条例改正するとか、ちゃんと条例本体で規定する必要があるものは、ちゃんと規定の整備というんですか、違法状態にならないようにしていただきたいというところをお願いしたい。これは、まとめてちょっと総務課とか法規担当のところでお答えいただきたいんですけど。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

ご指摘いただいた分につきましては、いま一度見直し等を行った上で、適切に対応してまいりたいというふうに考えますので、よろしく願いをいたします。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

では、総括というか大局というところでお聞きします。

まず、本町の会計、支出のチェックの部分で、ちょっと今年度入ってからですけどね、会計課のほうといろいろ話ししてる中で、そんなんやったら忠岡町の支出チェックちゃんできひんやんという話にちょっとなったことがあったんです。本来、行政の手続って、大きく言うたら、特に公金支出の手続って何重にもチェックかかってて、どこかでミスがあっても止まるようになって、一番最後の関門が出納ですよ。会計管理者のチェックというところがあって、そこのチェックのね、実際のどんな書類でチェックしてるのかという話になったんで聞いたら、結局、まあ簡単に言うたら、単価何円掛ける幾つ、イコール幾らという、そんな簡単な資料ぐらいしかなくて、実際に中身が分かる資料がないとかね。そんなんやったらその内訳というか、中身がほんとに適切かどうか、適正な予算執行か確認できひんのん違うのという話になったんですけど、ちょっと忠岡町のシステム上の話もあると思うんですけど、やっぱりちょっと添付資料というんですかね、きちんと確認をできる書類添付なり資料の作成というところになってないのかなと。それでいくと、各部局での決裁というかチェックもそうですし、最後のとりでの出納のところですね、「あかんで、こんな支出」とか、本来止まるべきところでも止まらないというところにも

つながっていくんで、そこの分掌事務のところになるんかと思うんですけど、そこはちょっと改善はしていただきたいと思うんです。

これ結局、さっきも監査委員の話をしましたけど、監査委員さんが見るのって、例月出納検査でこの会計の支出命令、見るわけでしょう。支出命令書を基本見るって私は聞いてるんです。その支出命令書がちゃんと中身見れない書類になってるってなったら、いつも監査委員さんの例月出納検査の報告で証拠資料をチェックしてっておっしゃってますけど、いや、証拠資料になってないん違うのって、逆にこちらからは指摘してしまいたくなる状態なんです。なので、そこは監査委員も含めて、きちんとチェックできる中身の資料を決裁、特に公金支出ではしていただきたいというところをお願い、プラスちょっと現状についてご答弁いただきたいんですけど。

会計管理者兼会計課（春日正人課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

春日課長。

会計管理者兼会計課（春日正人課長）

根拠資料につきましては、会計課に回ってきたときに、できる限り分かりやすい根拠をつけてくださいということで、都度、原課には助言をして、できるだけ対処のほうはしていただいております。

ただ、そこで足りない、第三者が見てちょっとこれは分かりにくいなというものがあれば、我々もちょっと精査しまして、今後でもできるだけ分かりやすい根拠資料をつけていただくように、またアナウンスしていきたいというふうに考えております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

こちらの住民側としても、時々ね、できたらですけど、開示請求でチェックできるときがあればね、また見させてもらいます。

あと、契約の話なんですけど、いつも契約の話にはなるんですけども、随意契約の公表というところで、これも従前から総務課さんのほうには話はさしてもらってるんですけど、特にこの令和4年度決算というんですかね、ここ最近になってですけどね、ちょっと議会でも取り上げさせてもらいましたけど、すごい高額な何千万という発注ですね。工事については、1階の閲覧コーナーとか、ホームページもそうやと思いますけど、事前に発注の見通しも含めて公表されてると思うんです。だけど、役務、物品に関しての随意契約の公表がないんですよね。法定で市町村に公表の義務のあるものしか、忠岡町は最低限度

しか公表してないんですよ。で、少額随契とかは構わないんですけど、やっぱりそんな、「ええっ」て、何でこんなウン百万、ウン千万も単独で随契してたんとかね、そういうことがあると、やっぱり住民のチェックも働かないですし、まず気づかないというところがあるので、公表していただきたい。

で、これについては、私と、あと議会の事務局のほうでね、議会の議決事項にできひんかど。条例改正して、条例で規定して、ちょっと議案の議決事項ね、工事の請負契約締結みたいに、やっぱり一定の額を超える役務、物品とかの契約締結については、議会、住民のチェックを受けてオーケーもらわんとあかんようにしようかと言うて、ちょっと調査とかしてたんですけど、どこまで行っても法の壁というかね、総務省にも直接問合せしたんです。そんなら無理というところで、なぜかという、本来契約は、町長、首長の専権事項なんです。ただ、一部については住民のチェックというところで議会に権限を与えてるけども、本来は首長が責任を持ってやる。つまり、行政というか公務員の皆さん方がちゃんとやるものなんで、そこは議会が権利を奪えないと。責任を逆に持つべきじゃないと言われたんです。それを聞いたらなおのこと、我々議会、住民側は触れない部分になってくるので、なおのことちゃんとやれよになるんです。

というところもあるんで、やっぱり高額な随意契約とか、そこら辺はできたらね、公表、事前の見通し、それは無理としても、やっぱり発注後の公表というところは、契約案件、それから受注業者、それから金額、最低それぐらいは公表していただきたい。そこは公正性を図る上でも大事やと思うんですけど、ちょっと総務課、お答えいただけますでしょうかね、代表して。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

今ご指摘いただきました法の規定に基づく工事等における随意契約につきましては、一定公表をさしていただいている状況でございます。その中でも、役務、物品等に係る随契につきましては、法に義務がないというところの認識はしてございます。つきましては、現在、本町における随意契約事務につきましては、本町の定めた随意契約ガイドラインを基より適切に各課が事務を執行していると認識をしておるところでございます。

この場でね、今ご質問いただいた物品、役務、そういった部分における公表をこの場でやりますというところについては、ちょっとご答弁は避けさせていただきたいというふうに思いますので、今後必要に応じた形で、適切に、適切な時期をもって公表するかどうかというところも含めて、一度、調査研究をさせてもらった上で対応してまいりたいというふうに考えますので、よろしく願いをいたします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

一応ね、その規定に基づいてというところなんです。で、法的義務がないから、そんならせんでええかという、それは違ふと私は思ってます。できるのであれば、積極的にいいことはすべきやと思うし、別にそんな費用かかるわけでもないですし、入札結果は実際公表してるわけですから、全てを公表しろとは言っていない。やっぱりある程度、ちょっとこれは額でか過ぎるやろとか、例えば1社随契とか、額が一定額以上とか、やっぱり何かルールを設けて、できるだけ公表してね、公正性とか公平性、担保できるように、忠岡町としても運用して行っていただきたい。

これは町長にちょっとお聞きしたいんですけど、入札制度改革は令和4年度からされました。けども、やっぱりまだ入札のほうは手を入れられても、随契が手が入ってなくて、私はずっと言ってますけど、随契が結構各課任せで隠れてて、問題が多いこと多いんですよ。そこはちょっと町長としてね、どう認識されて、今後ちゃんと改善しようというところをお考えか、聞きたいんですけど。

委員長（今奈良幸子議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

どうしてもね、随契でないとあかんというような形のやつというのものもあるみたいな形もありますので、その辺はおいおいなるべく透明性の多いようにですね、やれるものからやっていくというのは指示は出しますけれども、その辺はしっかり見つめながらやっていきたいと思ってます。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

さっきも言いましたけども、どこまで行っても、どんなに高額案件でも首長の責任なんですよと。責任を首長に負わせる意味で、議会が議決事項にできないように法律はしてるんですという国のお答えですので、そこは町長自身も責任を持って理事者側で、行政側できちんとやっていただきたいというところは切にお願いしておきます。

あとですね、町の幹部職員、特に部長級以上の職員さんのいわゆる天下りというところで、ちょっと福祉部局のほうには一定聞かせていただいたんですけども、町のほうでそういう把握というんですかね、人事部局のほうで退職した職員の再就職について把握とかされてるんですかね。それとも、個人さんの退職後は知りませんか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

すみません、ちょっと今、手元に資料がないんですけども、一定、利害関係のあるところに就職した場合は報告が必要になっております。ちょっとその線が今明確にお答えできないんですけども。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

私もそこら辺、ちょっと調べさせてもらったんですよ。で、一応忠岡町はね、規定と条例で退職管理というところで設けてるんですけど、一応報告というか届出義務ね、届出義務までは課してるんですけど、何か自治法というかな、地公法かな、見たら、一応自治体の条例でその届出の義務化も制定することできるし、プラスその届出義務違反については10万円以下の過料、刑罰のほうの科料じゃなくて、過ちのほうの過料なんですけど、過料も規定することができるってなってる、忠岡町は届出義務違反の規定、設けてないんですよ。実際今こうやって、元部長なりの高いポストにいた方が、直接そこに関わる機関、団体、組織に再就職しているという実態がある中で、やっぱり届出義務違反も併せて規定していただきたい。今は届出してください。しなければならぬから義務ですけど、怠ったからといって何もないんですよ。だから、そこは罰則と併せて、きちんとできるところまではしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

その点、また他市の事例も検討しながら、必要があればそういう手続もしていきたいと考えております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今ですけども、ちなみにですけど、私、把握してるのはその福祉部局1件だけなんですけど、この令和4年度なり、令和4年度が分からなければ現時点でも構わないんですけど、今そういういわゆる天下り状態の方って何件、何人か分かりますか。人事、そうやって届出規定してるのであれば、届出してる件数になるのかなと思うんですが。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

その天下りという言葉、我々地方公務員、特にこの小さな団体の中ではもう全然違う世界のもののように聞いているんですけど、実際、私ども職員がそういう地位にある者が天下れるところというのがそもそもございませんので、ございませんというか、現実にそういうケースはないと思っております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そしたら、逆に今回聞いた福祉部局の元部長さんとかは、人事では届出は受けてないんですか。届出してもらってないということですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

すみません、今ちょっとあるかどうか分からないんですけども。

委員（勝元由佳子議員）

そうですね。委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そこは人事自体が記憶にないという時点で、もしかすると届出を受けてへんのかなとちょっと思ったりもするんですけど、条例ちゃんをつくってて、退職管理してるんやから、そういう関係機関に誰が行ってるかはやっぱり把握しとかなあかんのじゃないですか。そ

のための条例でしょう、退職管理。ちょっと本末転倒やと思いますけど。そこはちゃんとしてください。

あと、町の持つ会議、何ちゃら審議会とか、何とか審査会とか、何とか委員会とかで、外部の委員さんに委員になっていただいている案件があると思うんです。我々議会の議員以外で、議員の立場でなくて、忠岡町の施策なり大きな物事を決める上で重要な役割を果たして下さっている方々について、今、忠岡町って公表してないでしょう。自治体によったら、何とか審議会で委員ね、誰々で、肩書やったりとか、その誰かというのは公表してたりするんですけど、そうやって一定、町の施策に大きく影響を与えている委員の方、外部委員の方については、私は公表すべきやと思ってるし、公表したらあかん理由もないですし、そこは公表していただきたい。これも前から個別では総務課にはお話をさしてもらってるんですけども、多分全部局、そういう審議会関係の会議をお持ちやと思うんで、できるだけちょっと、ここも透明性になってくるんですけど、公表を考えていただきたいと思うんですけども、ご答弁お願いできますか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

どういった形で他市さんがやっているのか、またちょっと調査のほう、研究させてもらいます。お願いします。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あとですね、これはもうお願いというか、この決算の資料のところ、これは議会から上げてくれになるんかもしれないんですけど、実績の報告というか、これ頂いてて、ほかの議員の皆さんも結構見てはったりとかするんですけど、ちょっと結局、私も含めて、この事業、何やってるんですかって具体的に教えてくださいという質問が結構出てたんで、私もしましたし、だから事業内容のところは、ちょっと私が読む限り、目的と内容をごっちゃにしてはるのかなと思う書きぶりも結構あったりとかして、なので検討していただければ、ここは事業の目的と具体的な内容を分けて、実際何やってるかを分かるようにちょっと書いていただけたら、質問せんでもいいように書いていただきたいというところと、あと成果、実績の部分ですけども、こんなんできたって、ある意味自己満的なことが書かれてて、ほんまにどうやったねんというところは分かれへんわけなんですよ。で、できたらやっぱり当事者というか担当部局なりのほうで、そこ、できたもいいんですけど、プラス反省点とか今後に向けた改善点、ここをこうしていきたいみたいなね、要は

改善、向上に向けた、そういうところをぜひ書いていただきたいと思いますけども、そこは代表で、すみません。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

それぞれ各議員さんの思いもあると思いますので、一度議会のほうでまとめていただいて言っていただければ、そういうふうな形で修正等させていただきますので、よろしくお願ひします。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

一応これね、何か自治法に基づきって書いてたんで見ましたけど、こんなん書けとか、様式も、中身、縛り何にもなかったんで、多分自治体のお好きにというか、全然いじれると思うんで、ご検討はお願いします。

あとですね、最後に、いつも組織の話になって申し訳ないんですけど、今回も決算委員会とかでいろいろ、私も含めて委員のほうからいろんな部分で指摘はさせていただいたんですけど、わざわざ住民外部が指摘せんでも組織の中で分かってるでしょうと。何で組織の中で共有してないねんというところで、ちょっと風通し悪いのかなとか思うところもあったりするんです。

具体例で挙げますとね、私、駐車場の白線の書き直し、前から言うてますけど、狭い狭いって。総務課さん、担当部局のほうは、そなん聞いたことないとかっておっしゃってましたけど、消防署なんかもしよっちゅうとめてるから知ってるでしょう。知ってる話やと思うんですよ。いつもきつきつのドア当たりそうなところにとめてて。なぜ言わないのかなとか、こんなんおかしいん違いますかとか、そういう当たり前のとこですよ。職員が普通に、自分たちも生活というか仕事をしてる中で、ちょっとうちの町のここ変えたほうがええん違うとか。そこはもうわざわざ外部の住民なりから言われへんでも、中でやっていただきたいなとか思ったりするんですけど、ほかの分野のほかの部局のこととかでも聞いてると、ちょっと言いにくいとかいう声も聞いたりするんです。

ここ、決算なんであえて言いますけどね、やっぱり聞いてると多いのが、言いにくいと言われてるのが、やっぱり人事権を持ってるからか知りませんが、公室部局、あと教育、ここは言いにくいという声を私も複数聞いてるんです。で、結局それが風通し悪いという

か、手出しできないというのか、何か私、職員じゃないから知りませんが、どんな壁があるのか知りませんが、結局情報共有できてないとか、言わなあかんこと、指示、アドバイスでも、何か分からへんけど、気を使って言われへんのかということもあるように私は見受けてるので、逆にそんなんで問題が起きたりもしてたりもしてるのでね。そこはちょっと当事者は多分気づいてないんだろうなと思うんです。そんなことはないですよとおっしゃると思うんですけど、逆にね、ハラスメントとかと一緒にかもしれないですけど、やっぱり気にしてはるほかの部局の方は結構気にしてたりもするんで、なおのことちょっと風通し良くなるように図っていただきたいと思うんですけどね。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

勝元委員からありました駐車場の件ですけども、そういった部分は聞いたことはないんですけども、それに限らず、他課からこういったことでありますよ、細かい話になるんですけども、こういったことも改善したらどうですかというのは意見はありますので、何も全くそういう情報を交換しないということはありません。

ただ、言いにくい、なかなか感じない、私としても全然全く感じませんので、そういった雰囲気は、個人的な思い、個人的な関係の部分はあるかもわかりませんが、町全体としてはですね、そういった風通しの悪い風土ではないとは私自身思っております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

さっきもね、当事者側は気づいてないんでしょと言ったのはまさしくそこで、実際アンケートも取ったりとか、職員さんからもいろいろ聞いてる中で、やっぱり具体的に人事権を持ってる部局が、パワハラというキーワードが入ってたりとか、高圧的ということがやっぱり実際出てきてるんですよ、複数。なので、ちょっとこれ言わしていただいたんです。だから、立花公室長さんがね、まさしくそんなつもりないと、ご本人たちはそうかもしれないですけど、やっぱり受けてる側というんですかね、力弱い側の職員さんという表現がいいのかどうか分かりませんが、そういうふうに感じてる部分もなきにしもあらずなんで、俺らそんなことはないじゃなくて、そうなんかなという気持ち、心構えでやっていていただきたい。でないと、俺ら悪うないねんやったらいつまでも変わらないので、そこはお願いしときます。

以上です。

委員長（今奈良幸子議員）

ほかにございませんか。

小島委員。

委員（小島みゆき議員）

スクールカウンセラーのところでもお聞きしたんですけども、件数、子どもと保護者と教師とということでお聞きさせていただいて、その中で教師の方が一番多かったんですけども、今、先生方の働き方改革とか、また少人数学級で先生たちもちょっと大変な状況とか、また、私の知り合いも教師とかしてるんですけども、やっぱり子どもはかわいいし、子どもは割と言うことは聞いてくれたりという部分もあるけども、保護者さんが大変やというお声も何か聞いたりはするんですよ。その先生方のこの相談が多いというのは、やっぱりそういうこととかも入ってきてるんですかね。先生方は今、どういう状況でというか、先生方の大変さとかも、やっぱり二重部長とか全部お聞きになってたりしてるんですかね。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

ありがとうございます。スクールカウンセラーへの教員の相談につきましては、やはり例えば担任してる子どもさんについての相談が主ということで聞いております。で、議員言ってくださったように、ご自身の相談等についても、もちろんそこは管理職とか、学校全体でというのでしておりますので、それでまた働き方改革については並行して取組のほうさせていただいておりますので、また今後その辺りもしっかり見ていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

委員長（今奈良幸子議員）

小島委員。

委員（小島みゆき議員）

この忠岡の学校ではそういう、すごく先生がお困りの方というのは、今のところはいらっしやらないということではよろしいのでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

今のところ、特にこちらのほうに相談というのはございませんが、ただやはり勤務につきましても、全国的にも教員不足というのがございますので、また働き方改革のほうを学校と連携して進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

委員長（今奈良幸子議員）

小島委員。

委員（小島みゆき議員）

ありがとうございます。やっぱり先生方が大変な状況になると、子どものほうにも影響も出てくると思いますので、よろしく願いいたします。

あと、インフルエンザのワクチン接種のことなんですが、高齢者の方は1,000円でワクチン接種ができるということなんですけども、どなたかちょっと質問されたかもしれないんですけども、子どもさんが、私も一般質問でも前もさせていただいたんですが、子どもさんのやっぱりインフルエンザのワクチン接種が高いということで、そこをどうにかということでお話しさせていただいたこともあるんですが、今、国のほうでまた重点支援地方交付金が増額して出してくださいということで、私たちの党のほうも首相のほうにちゃんと要望しまして、その予算編成ができるんじゃないかなという今見通しが出ております。それで、もし、多分ほとんど確実的にできるんじゃないかなというふうに思ってるんですが、その支援が入ってきたときに、今、インフルエンザとかがすごくはやってきておりますので、それを住民さんの、自治体別で好きなように使っていいですよということで、物価高対策として、その財源としていきなさいということで出てきますので、できたらその子どもさんのインフルエンザワクチンのほうに使っていけるように、またこの庁舎のどうのこうのではなく、そういうふうに充てていただきたいと思うんですが、要望になるのか分からないんですが、いかがでしょうか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

今言うていただいた交付金事業に乗ることができるのか、その辺も含めてちょっと調査研究してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員長（今奈良幸子議員）

小島委員。

委員（小島みゆき議員）

ぜひ検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

委員長（今奈良幸子議員）

ほかにある方、いらっしゃいますか。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

7点ほどあります。

まず1点目は、ごみ処理方式の問題についてです。まず、そのうちの1つで、パブリックコメントのことについてお伺いしたいと思います。一般廃棄物処理基本計画の案のところでパブリックコメント、2月17日から3月17日で行われました。出された意見の公表については、当初は提出されたご意見、ご提案に対する町の考え方を回答として町ホームページで公表しますとあって、その結果、33名から寄せられてました。しかし、実際に公表された意見は、結局7件のみで、公表しない理由として、本計画に記載されている公民連携によるごみ処理方式に対する賛否のみ、それとか、産廃廃棄物のごみ質に関する事、広域処理組合への参画に関する事などが主体であり、当該事業の推進については既定の事項であることから、当該意見内容及びそれに対する町の考え方の公表は控えるとなりました。

様々な意見を寄せるのがパブコメの目的であるのに、何でこれ公表しなかったんでしょうか。回答をお願いします。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員ご指摘のとおりのお答えになるんですけども、本計画は廃棄物処理法及び忠岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定により、本町の一般廃棄物処理に関する計画の1つとして定められる法的計画であり、本町が長期的、総合的視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものでございます。

本パブリックコメント手続については、委員お示しのとおり、33名から複数のご意見等が寄せられましたが、既に方針が定まり、本計画に記載されている公民連携によるごみ処理方式に対する賛否のみを示したのものや、その詳細について問うものが多く占められていました。

事業詳細を問うご意見については、産業廃棄物のごみ質に関する事、広域処理組合への参画に関する事、処理方式の選択過程に関する事などが主体であり、当該事業の推進については既定の事項であることから、当該意見内容及びそれに対する町の考え方は公表を控えさせていただきました。また、こちらについてはご意見として賜りました。また、賛否のみを示したものについても同様に公表は行わないとしたものでございます。

以上でございます。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

結局、当初、大体私たちもパブコメという、住民が一生懸命考えて、忠岡町にこの計画についてこういう意見を出したいと。それに対する町の考え方を聞きたいと、そういったことでやられてることだと思うんです。それを33名出された意見に対して、こういう何か訳の分からん規定によって削除していった。その賛否に関するものとか、ごみ処理の質に関する事、これも計画の中の一部だと思うんです。産廃焼却施設をするに当たって、どういふごみが寄せられてるか。やっぱり住民の方って、そういうことをかなり心配されてます。それに対しての忠岡町の回答というのは、やっぱりそれはどんな形であれ欲しかったと思うんです。それを公表しないというのは、何か忠岡町にとって都合の悪いことがあったんでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

都合の悪いことはございません。

以上でございます。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

それだったらね、忠岡町がしっかりと回答していただいて、忠岡町の考え方、こういうことだということもきちり示した上でちゃんと回答していくのが本来の筋やと思うんです。それをこうやって公表しないということになってるので、住民のほうからはやっぱり不安視とか不信がられてるところがあります。やっぱりそういうのは、最初は公表すると書いてたのに、蓋を開けてみたら公表しないとなったときに、あれっ、これ何で公表されてないんやろうということもあるので、そこについてはきちり公表していただきたいと思います。住民の声をね、忠岡町のその理由だけで消してしまってるということがあります。

もう1点です。優先方式を決定する際に、定性評価が大きなウエートを占めていました。これは9月の一般の質問の中でもさしてもらいましたが、ちょっと回答がちゃんと得られていなかったような気がします。一般質問の中でも話はしましたが、優先方式を決定した際に、主観が入りやすい定性比較評価を忠岡町のみで行うのではなく、多くの人に評価してもらうことの重要性を言いました。

委員長（今奈良幸子議員）

すみません、大局的な観点での。

委員（二家本英生議員）

大局的、はい。

委員長（今奈良幸子議員）

はい、ちょっとお願いします。

委員（二家本英生議員）

例えば、世論調査を行う場合に、数名だけ調査して公表しないと思います。やっぱり公平性を保つためには数千人単位とかで調査を行うときがあります。なぜこの定性評価のところは町だけの職員だけじゃなくて、本来であれば住民の意見もそこに評価を入れて、きっちりしなければならなかったと思うんですけども、ここに住民を入れなかったのはなぜでしょうか。

委員長（今奈良幸子議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これまでですね、多くの答弁をさせていただきましたけども、定性的評価につきましては、我々が項目一つ一つについて調査研究を行いまして、住民の皆様を含め、議員の皆様、分かりやすい資料に取りまとめたものを審議会等で諮って、最終的にご確認いただいたところでございますので、その選ぶ過程の作業にですね、住民を加えていただくということは当初から考えてございませんでした。

以上でございます。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたら、町の職員だけでやっぱり決めてしまったということで、先ほども言いましたけど、やっぱり主観性が入りやすい。当然この計画つくってるのは、最初に基本構想は忠岡町でつくられてますと。

委員長（今奈良幸子議員）

すみません、先ほどもと言ってるので、同じことを多分言われてるので、もっと端的に。

委員（勝元由佳子議員）

同じように二家本委員も質問されてるんですけど、これ1部署やったら、その部署で総括質問じゃなくて聞いとく質問じゃないんですか。私、言い忘れたから、すみませんと。

議会事務局（柏原憲一局長）

でも、言い忘れてるかもわかりませんか。だから、それで幾つか認めてるところも

あるので。

委員（勝元由佳子議員）

それやったらいいです。

議会事務局（柏原憲一局長）

ただ、それが幾つも続いたら、ちょっとそれは止めてくれと。

委員（勝元由佳子議員）

そう、分かれへんかって。逆に今のは総括質問扱いになるのかなと思ったから。それやったら、これからこういう質問がいいのかなと思って。じゃないですよ。分かりました。言い忘れということで。

委員長（今奈良幸子議員）

すみません、難しくて、どこまで。端的に。

委員（二家本英生議員）

じゃあ、委員長、端的に。

どこまで言いましたっけ。住民を参加させなかったということでもありますけど、やっぱりこれは今後40年間の事業を決めることですから、やっぱりきちんとした計画を立てて、住民にも参加していただいて、今後の忠岡町のごみ処理の在り方というのをみんなと一緒に考えていくべき施策だと思います。

今、忠岡町がこういうふうに優先方針、決定したとなったときに、じゃあ私も議会で言ってもらいましたが、じゃあ後で住民が反対したら撤回するののかということに対して、撤回しないと、理解してもらおうという話で進んでいます。じゃあ、今のままでこのまま進んでいくと、やっぱり忠岡町を二分する形になってしまいますので、やっぱり忠岡町としたら、もっと住民に対して情報公開とか、情報を提供していかなければいけないと思うんです。それで住民の声を聞いていって、施策を進めていくべきだったと思うんですけども、いかがでしょうか。

委員長（今奈良幸子議員）

すみません、この質疑については、この答弁をもって終了でお願いします。谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

期間が短かったということはおっしゃいますけども、調査、そして議員の皆様、また住民の皆様、そこに情報提供さしていただきまして、議会においてはですね、一定ご理解も頂いて、議決を得たということもございます。そして、今後もですね、事業を進んでいく中で、これからアセスメントであったりとか都市計画の手続、そうした折にも必要な情報は住民の皆様、また議会の皆様にもご提示をさせていただいて、その都度適切にご判断を仰いで、頂いてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（今奈良幸子議員）

すみません、大局的な観点からの質疑をお願いします。二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたら、結局今の段階では住民の声を聞いていないということで、分かりました。

町長（杉原健士町長）

そんなことあるかい。ちょっと待って。

委員長（今奈良幸子議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

ちゃんと住民説明もして、議会で賛同を得てる議案ですのでね、二分してるという言葉
を撤回してほしいと思うんですよ。おたくらが勝手に反対、反対と言ってね、うそ八百並
べてやってるような署名やったりとかね、住民をあおるようなこと、また近隣市町まで産
業廃棄物や何やかんや言うてる中で、おたくらが勝手に二分と言うてることを言うてるだ
けであって、我々はちゃんとした形で、ちゃんとしたルールの中で住民説明もやって、議
会の賛同を得て前へ進めてる案件やのに、そんな自分ら勝手なことを言うてもろたら困り
ます。

以上です。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

その「二分してる」という言葉は撤回しますが、先ほど町長がおっしゃられた「うそ
八百」という言葉も撤回していただいてもよろしいでしょうか。

委員長（今奈良幸子議員）

杉原町長、どうですか。

町長（杉原健士町長）

うそ八百に近いと思いますけども、撤回しときますよ。まあ大体それに近いと思ってま
す。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

議長（北村 孝議員）

ちょっと待って。お互いさまやけど、理事者ももうちょっと誠意を持って答弁お願いし
ます。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

続きまして、ちょっと聞き漏れがあった分で、男女共同参画の計画についてお伺いしたいと思います。

男女共同参画の計画の施策を進める拠点であった働く婦人の家が廃止された問題についてお伺いしたいと思います。計画、施策の推進に当たって拠点がなくなることは、施策の後退であることは間違いありません。この大きな変更であるのに、担当課のほうは忠岡町男女共同参画懇話会を開催せずに廃止してしまいました。なぜ意見を聞かなかったのか、教えていただきたいと思います。懇話会の委員が怒っていましたので、よろしく願います。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

男女共同参画の懇話会でですね、いわゆるこの働く婦人の家の云々という点につきましては、当然所管事項も違います。男女共同参画の中で1つの施設ということで、ある中で利用しようというのはございましたが、そこをもって審議会のほうでそれを審議して決めるというようなことは、権限もございませんので、その点はよろしく願いいたします。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうですね、廃止条例を議会提案するに当たって、庁舎内の決裁の際に、担当部長のみならず次長も認める印鑑を押してるかどうかの確認をしたいと思います。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

ちょっと確認はしてみたいと思いますが、決裁が回ってきて、当然回ってくれば、印鑑を押した上でそれはなってるんだろうと思われませんが、確認した上で、もしなんでしたら調べますけども。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

その辺、調査お願いいたします。

これは最後です。住民が利用する施設ですけど、多くの女性の意見を聞くべきではなか

ったんでしょうか。それについてお答え願えますか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

すみません、どこに対して。誰が、どこに対しての施設でしょうか。

委員（二家本英生議員）

住民が利用する施設であって、多くの女性がもともと働く婦人の家というのを使っていたので、その人たちの意見を聞くべきではなかったのかと。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

ちょっと私が答えるのかどうか分からないんですが、多くの方、働く婦人の家でございますが、施設全体、いろんな方が利用してこられたのかなと思いますので、そういう意味では利用の幅もまた広がっていくのかなと考えてございます。男女共同参画で男女のセンターとかいう話、私もまだ出ておりませんが、そういう話がありましたら、それはまた別の話としてそういうものを整備といいますか、また考えるという意味が非常に大きいと思うんですが、それをイコールで働く婦人の家というところ、教育の所管施設につきまして、ちょっと云々というのはなかなかできかねるのかなと考えておりますので。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

やっぱり働く婦人の家というのは勤労女性のためにつくられた施設であることは間違いないです。やっぱりその男女共同参画といっても、就職率とか見ても、どうしても男女の差が出てしまってます。そういった差がなくなって初めて男女共同参画という次のステージに進めるということもありますので、やはり女性を中心とした施設というのは何らかの形で別につくっていただきたいと思います。

3つ目、行きます。3つ目ですけど、プロポーザルの形式による契約のことについてお伺いします。令和3年度で6件ほどプロポーザルあったんですけども、令和4年、昨年1年間だけ見ると、結構な件数がプロポーザルでいろんな契約されてます。で、この方式について、総務部ではどれだけ件数があったかって、把握できてますでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

総務課としては把握はしていないところでございます。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

把握してない理由として、先ほどもおっしゃってましたが、多分随契の形になるんで、その随契って各課で担当するというのが基本となって、契約時には総務のほうに持っていくというのを伺っています。ただ、やっぱりこの随契、プロポーザルというのは基本的には企画提案で競い合うという方式になるので、特に忠岡町のその人的な職員の質の向上に果たしてそれがつながるのかどうなのかというところが、ちょっと1点疑問が残ります。

こういうことというのは、結構専門性が高いことをプロポーザルに、企画提案なので振ったりはしてるというのがあると思うんで、なかなか職員が、当然勉強はしないことはないんでしょうけども、やっぱりどうしてもそっちの民間任せになってしまうというところが、多く感じているところです。

あと、契約方法についても、やっぱり点数方式が多く採用されてますので、その点数方式で不明点というか、きちんと審査されている方はしてると思うんですけども、明確な理由というのがなかなかないということで、例えば公表の結果にその理由を載せたりとか、そういったことも必要ではないかと思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

今いろいろご指摘いただいたんですけども、それに対しての的確なお答えというところにはつながらないかもわかりませんが、このプロポーザル方式における町として一定の基準等における、例えば取扱いの要綱だとかというところの部分については、現在、本町には作成はしていないという状況でございます。

このご質問は、かつても頂きまして、一定お答えはさしていただいているところではございますが、現在、全庁的な統一した事務取扱いのような基準が本町にないということから、プロポーザル方式によりその相手方となる候補者を決定する場合の手續等について、

共通して遵守すべき事項等を定め、契約の公平性、透明性を担保することを目的として、現在、本町においてプロポーザル方式の実施に関するガイドラインを作成中でございます。それは現在、完成したものではございませんが、素案がほぼ完成している状況でございます。

つきましては、その本、ガイドラインに基づいてですね、新年度より事務を行ってまいりたいということで考えてございますので、今ご指摘いただいたところの部分につきましての対応はできるのかなというふうに考えてますので、よろしくお願いをいたします。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

今まで要綱がなかったと、この要綱についても私たちが早くつくるように依頼はしてたんですけども、要望はしてたんですけども、ガイドラインができるということで、それに沿って取りあえずは進めていっていただきたいと思います。

4点目です。忠岡町の基金について質問いたします。令和4年度、3億6,000万ほど黒字で上がってました。その前の年は約5億円近く、5億6,000万でしたっけ、が黒字で上がってます。この2年間で約9億円近く財調に積み上げてるということなんですけども、この決算委員会を通して細かなことから、ちょっと給食費の無償化とか、そういうことまで、大きなことまで一応要望は出しました。その回答については、ほとんどができない、しないとか、そういった回答が多かったように思われます。

やっぱりこれだけ、将来の財政負担をなくすためにためとかなないといけないということも分かります。ただ、やっぱり今、生活に苦しんでる方とか補助してほしい方にも、少しでも福祉の向上に使ってもらうために、そういった基金を、ただ単純にため込むのではなくて、しかるべきところに使う、そういった政策も必要ではなかったかと思います。その点についてはいかがでしょうか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

財政調整基金の残高につきましては、令和3年度の決算と、この令和4年度の決算も実質収支黒字出てますんで、令和5年度に9月補正で上げさせていただいておりますけれども、基金をまた積ませていただいたという形です。令和4年度の決算の残高については、16億3,249万5,000円ということになっておりますけれども、当然のごとく、これから先を見据えたときにですね、人口減少問題、とりわけ町税、生産年齢人口等が下がっていくというような推計は出ていく中で、そこに備えていく部分というのがもちろん

必要だと考えること。これがまず1点。2点目以降はですね、南海トラフ等大規模な災害が起きたとき、またいろいろご指摘ありましたけれども、コロナ等のそういった感染症がまた来たときに対しての、そこの蓄えというようなところもトータル的に考えて一応基金の保有残高というのは随時我々のほうも試算してやっているところでございます。

ご指摘のとおりですね、この決算委員会についてもいろんな要望等出されていただいている中で、もちろん使える財源というのは、毎年入ってくる歳入とかにもよりますし、そういった中でですね、もちろん第2次健全化計画のときにずっと住民さんにご苦勞をおかけしてた部分もでございます。今、この状況におきまして、今後そういったそのときに手が届かなかった部分等も、これからちょっとずつ確実にそういった住民さんの福祉の向上という部分も踏まえて、予算のほうを配当していくべくですね、令和6年度の予算編成についても各課の皆さんのほうにお願いしてるところでございまして、またその辺のほう、ご理解いただきたいなと思います。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

課長おっしゃることは重々分かってます。やっぱり将来、当然人口減少による収入減もあります。で、災害時にも備えないといけないと思います。ただやっぱり、今、ほんとに生活に困ってる人に対して手を伸ばしていけるのが地方自治体の役割やと思ってます。当然、国や府から来る交付金を使って対応するのも、それも当然ですけど、やっぱり忠岡町としてできることというのは、逆に忠岡町しかできないことというのが当然あると思います。そういったところに、基金をため込むんじゃなくて、全額、誰も使えとは言いません。できるだけ今必要としてるところに必要な金額を予算を出せるという、そういった体制づくりも必要じゃないかと思ってます。その点についていかがでしょうか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

今、議員おっしゃっていただいたところをですね、何不自由なくできるのが一番理想なんですけれども、使える財源というのは限られてまいりますので、もちろんそういったところ、適切に財政調整基金を使ってですね、そういったいろんな事象が生じた際に、それぞれ各部局のほうで住民さんに対する施策というのをしっかりと考えていただいて提案していただくというところで、適切に使ってまいりたいというふうに考えております。

ちなみに、参考になるんですけれども、本町、正直なところ言いまして、令和3年度以降ですね、財政調整基金残高が大幅にためれたというところはございますけれども、それ

まで正直、ゼロからのスタートで、ずっとじり貧な状態で、この基金残高をもってしても令和3年度の決算残高でいうと、大阪府内市町村でワースト2位ぐらいの基金保有残高でございます。そういった中でですね、ちょっとずついろいろ皆さん健全化等ご協力いただいて、何とかここまでこぎ着けたというところですね。これからいろんな形で施策を打っていくという段階に来てるのかなというところでございますので、かといって、ほんとに何度も申しますけれども、限られてる財源でございます。物価高騰もある中でですね、町のほうももちろんそこにかかってくる支出というのが大きく出てまいりますので、そういった状況等もしっかり勘案しながらですね、そういった施策展開というのはしていきたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

先ほど課長のほうからも話があったんですけど、来年度の予算に向けて各課でいろんな要望とか施策をしっかりとさせていただきたいということもありますので、皆さんよろしくお願いいたします。

次が、先ほど質問させていただいた地域包括支援センターのプロポーザルの問題について質問したいと思います。先ほどもちょっと途中になってしまったんですけども、手短に言います。なぜこの時期にプロポーザル、議会にも詳しい説明もなしに、先にこういうことをしてしまったのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

私が来る前からですね、包括の民営化というのは福祉部の中では検討はしてまいってきております。議会のほうに上げたのが、お話しさしてもらったのが、さきの9月議会の全協のときに、その他のその他のところでお話しさしてもらったと。業務委託の件ですんで、予算に関わるのところまではなかなか議案上程に行くというところまでは至らなかったのかなというふうに思っております。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

予算にしたら9,000万でしたっけ、3年間で。で、多分先に契約の方式を出してお

いて、恐らく12月の議会でこういった議案が上がってくるのではないかなと思うんですけど、そのときには業者は決定してますよね。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そこの順番がちょっと違うかなと思ってます。やっぱり議会の丸バツがちょっと分からない中、当然ね、プロポーザルする際に、議会の議決後という多分条件をつけてると思うんですけども、やっぱりその議会の議決がまだ取れてない中で、ちょっとこういうことをするのは順番が違うんじゃないかなと思ってますけども、その点いかがでしょうか。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

指定管理ではございませんので、議会の議決は要らないかなというふうには思っております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

指定管理だから、金額は別にこの9,000万であっても要らないということですか。でも、それでもやっぱりあらかじめ議会には、福祉文教のその他のその他で言うべきではなくて、せめて公表する前に全議員にある程度の説明は必要ではなかったかなと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

その適切な時期がいつなのかというのは、これ、どの時点かというのは分からないんですけども、一応全協のほうでこういうふうな形で進めていきますというお話はさせてもらったんですけどね。

委員長（今奈良幸子議員）

すみません、ちょっと同じ話がぐるぐる回ってるので、お願いします。二家本委員。

委員（二家本英生議員）

その全協は、ちょっと私も覚えてないんですけど、最初がその他のその他だったので、ちょっと一言言っただけなので。でも、やっぱり議決も要らんということなんですけども、ただ、こういった地域包括支援センターを民間に回すということ自体は、やっぱりとても大事なことだと思うんで、住民にも関わることだと思うんで、まずは議会に。全協でも26日でしたっけ。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

すみません、そしたら業務委託するときは、全部議会にお話しせなあかんのですかね。そこがちょっと分からないんですけども。

委員長（今奈良幸子議員）

すみません、多分同じ答弁をずうっと繰り返してることになるので、もうこの質問に対してこのような。すみません、お願いします。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、ちょっと各課の質疑の中で言い忘れたことが2件あるので、これはすぐ終わらせます。

学校給食の無償化についてです。これ、無償化についてはコロナの交付金を使って各市町村、やられてるところも結構あります。で、来年度に向けて、学校給食の無償化がやっぱり保護者の負担がなくなるということで、次の年、令和6年から無償にしていく自治体もちょっと見受けられます。これも一般質問とかでいろいろ言わしてもらってますけども、忠岡町としたら学校給食費の無償化についてはどのように考えてますでしょうか。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

富本教育長。

教育長（富本正昭教育長）

私もたびたびお答えしてるかと思うんですが、本件に関しましては、財政基盤の大きい小さいにかかわらず、日本の子育てという観点からいうと、国策でなされるべき事例ではないかなというふうに考えておりますので、無償化は予定しておりません。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

分かりました。あともう1点です。

これもたびたび言ってるんですけど、補聴器の購入助成についてです。これもやっぱり議会でも言わしてもらってます。高齢者の認知症対策としても必要なものではあります。

委員長（今奈良幸子議員）

すみません、これは多分予算になってしまうと思うので、すみませんこれは。

委員（二家本英生議員）

分かりました。

委員長（今奈良幸子議員）

ほかにありませんか。

前川委員。

委員（前川和也議員）

ちょっと大局的にということで、私からは1点です。

今、3日間にわたって審議されまして、4年度の決算についてというところで私がお尋ねしたいのは、大阪府と本町と共同で作成している中長期財政シミュレーションについてです。人口減少とか高齢化とか迎える中で、将来どういうふうに対処していくのがいいのかというようなものを、分析と対応策を考えるための基礎資料になる、それが中長期財政シミュレーションかなというところで、あれは決算をベースにつくられるということで、この令和4年度の決算をまたベースに、またこれから大阪府と一緒にやってつくられていくということで間違いないか、まず教えてください。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

そうですね、令和4年度の決算が出そろい次第ですね、大阪府さんのほうから照会等来て、つくっていくという形になっていきます。

委員（前川和也議員）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

で、これからつくられるというところで、これを忠岡町として、これ、忠岡町が主体じゃないですね。大阪府が公表することを本町としては求めるか求めないか、どう考えているのか、教えていただけますか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

大阪府として。

委員（前川和也議員）

そうですね、大阪府が公表、主体として大阪府ですものね、あの公表は。

財政課（岩佐式人課長）

大阪府から本町が求められるという意味合いですか。

委員（前川和也議員）

そうですね、はい。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

その点につきましては、大阪府のスタンスとしては、財政シミュレーションをつくったところに対して公表を求めるというようなスタンスではないというふうにはお伺いしております。

委員（前川和也議員）

はい。

委員長（今奈良幸子議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

忠岡としてはどうですかね。本町としては。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

忠岡町としては、共同でつくっていった部分がもちろんありますので、もちろんその公表については特に差し支えはないものと、財政的などころの観点から申しますと、問題はないのかなというふうに思っております。ただですね、大阪府さんの財政シミュレーションというのは、基本的に現時点ではまず大阪府内の10町村を共同で作成しております。今順次、要は市のほうにも希望するところについては順次一緒にやっっていこうという形でなされているというふうに伺っておるんですけれども、あくまで大阪府さんが捉えられる情報というところがですね、算定の中身になってくるんですけれども、世間一般で言うどこの団体にも起き得る状況等をですね、大きなくりのところで算定しているというところがございます。

本町が予算委員会のときに出している予算ベースのものについては、本町しか知り得ない独自の、要は忠岡町の状況を反映した上での予算ベース、これ、大阪府さんと作成しているのは決算ベースなのでちょっとずれはあるんですけれども、予算ベースの中で見込んであるというところがございます。どっちが正しいのかというところもございますので、もし公表というところに持っていくのであれば、大阪府さんが1つ共同としてつくっている部分のシミュレーション、それとですね、忠岡町が実際に決算ベースでつくるのであれば、そういったところを対比して、府としては目的としてはそういった俗に言う人口減少社会等ですね、大きな問題がある中で、住民さんも含めて皆さんこういった未来が可能性としてはありますよというところの意見の共有というところが目的というふうになっておりますので、その部分ですね、忠岡町は忠岡町としてそれを公表できる、こちら側の準備ができた時点で議会のほうにも丁寧にご説明していきながら、公表するべきものなのであれば公表はしていけばいいのかなというような考え方で私は思っております。

委員長（今奈良幸子議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

決算ベースでつくる府との共同の中長期財政シミュレーションか、予算ベースでつくる本町独自の中長期シミュレーション、2つとも公開できるのであれば、やるべきかなというふうに思います。で、4年度の決算の話なので、私、決算ベースでつくる中長期財政シミュレーションについてお尋ねしようと思うんですけれども、公開することが目的じゃないんですよね。昨日も村田部長とのやり取りですかね、協働というワードを出させていただ

きましたけども、やはりつまびらかに本町の状況をお知らせすることで、町民とともにこのまちづくりをやっていくと、協働ですよ。これがこれからの自治体運営のキーワードになるかなと思ってます。その上で、一番その基礎資料になるのが中長期財政シミュレーションかなというふうに思ってまして、大阪府下では10町村ありますけども、そのうち公表していないのはうちと岬町だけと。ほかは全部公表してるという中で、本町も公表すべきではないかなという点でご質問させていただきましたので、またこの件についてはね、またやり取りさせていただきたいなというふうに思ってます。

委員長（今奈良幸子議員）

答弁は。

委員（前川和也議員）

もう答えられないですね、これ以上。いいです。

委員長（今奈良幸子議員）

ほかにありませんか。

委員（松井匡仁議員）

皆さんなければ。

委員長（今奈良幸子議員）

では、松井副委員長。

委員（松井匡仁議員）

お願いします。会派からお預かりしてきました最後に質問をさせていただきます。

この役場の庁舎内です、フリーWi-Fiを設置していただくことについて、うちの三宅議員がですね、これまでいろんな質問の中でフリーWi-Fi、設置していただけないかという質問をし続けているんですけども、調査はするというふうに言い続けてこられたんですけども、現状どのような調査結果になっておられますでしょうか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

ずっとお話、確かに頂いてございます。そもそもフリーWi-Fiはですね、誰のためという点が一番大事なところでございまして、その点について調べるところ、現在進んでいるところでございます。住民さんのために、来られる来庁者にするのか、職員の事務向上につなげるのか、あるいは阪南市さんなんかさがされております議会の議員さんのペーパーレスとか情報の共有化とかいうので進めるのか、いろんなところがあると思いますので、近隣でしているところも、多いようで案外少のうございますので、もうしばしちょっと検討、調査させていただきますので、少々お待ち願えればと思いますので、よろしくお

願います。

委員長（今奈良幸子議員）

松井副委員長。

委員（松井匡仁議員）

ぜひ検討していただきたいと思います。本町の1階だけとかですね、文化会館の1階とか、住民さんが集うところ限定でも結構でございますので、またご検討のほどよろしくお願いたします。

続きまして、小・中学校の学校給食費について質問をさせていただきます。給食無償化などと叫ばれておりましてですね、コロナの補助で支援をしてみいましたんですけども、今後もですね、この給食無償化と言いますれば、給食内容、給食の質の向上の観点というところですね、この補助の継続というのはできませんでしょうかということですが、いかがでしょうか。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

今のところ、補助の方向については検討しておりませんので、よろしくお願いたします。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

松井副委員長。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございます。

続きましてですね、交通マナーについてお伺いをさせていただきます。事故性や違反性の高い電動自転車や電動キックボード、ひねちゃんなどの違反走行や整備の取締りについて、どのように忠岡町として要請し、どのようにすると聞いておられますでしょうか。これ、警察のお話だと思うんですが、いかがでしょうか。

産業建築課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本健三課長）

この件につきましては、以前もお聞きしておりまして、警察さんには相談させていただ

いております。ただ、やっぱり時間とか場所の特定ができなかったら、幅が広過ぎて取締りというのは難しいとお聞きしてますので、もう少し、何時のどのぐらいに何があるというのを教えていただいたら、警察さんも取締りしやすいようなお話を頂いてますので、またその辺につきまして個別にご相談いただいたら、警察さんには相談させていただきますので、よろしく願いいたします。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

松井副委員長。

委員（松井匡仁議員）

その件です、青切符とか赤切符を切るまでの取締りについては、忠岡町としてはどのように考えておられますでしょうか。

産業建築課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本健三課長）

こちらにつきましては警察さんの管轄になりますので、私らからどうのこうのというようなご答弁は控えさせていただきます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

松井副委員長。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。ありがとうございます。次の質問に移ります。

多様な休み方について質問をさせていただきたいと思います。土・日に両親が働く割合、これが土曜日45%、日曜日30%でありましてですね、子どもが家族と外出して過ごすという時間の共有が取りにくくなっております社会情勢におきまして、現在の教育環境で、平日の学校がある日に欠席して家族で遊びに行くことに関しては、学校といたしましてはどのような見解を持たれておられますでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

現状、学校におきましても、家族旅行等で欠席される場合につきましては、家の用事ということで連絡を受けているところですので、あくまでも保護者の判断でと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（今奈良幸子議員）

松井副委員長。

委員（松井匡仁議員）

ちなみにですね、愛知県では、ラーケーションを基にと書いてるんですが、愛知県ではそういうのを認めるような事例があるとお伺ひしておりますんですが、これ、大阪府が愛知県と同じように取り入れた場合、忠岡町もそれを取り入れるような予定というのはございますでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

他府県で実施されていることにつきましては存じ上げておりますが、今後、大阪府、他市町村の動向等を注視してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（今奈良幸子議員）

松井副委員長。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

ちょっと戻りまして、昨日ですね、教育のほうで英語検定、英検のこれは受験料の負担金のお話があったんですけどもね、ちょっと視点を変えまして、うちの三宅さんのほうから。これ、教育では英検ね、子どもら、高校受験に向けていろんな補助していったって、国際化というのを忠岡町は旗印に挙げてやっていく中で、ええんやと思うんですけども、英語だけが全てではありませんで、フランス語であったりですね、ドイツ語であったり、いろんな言語。もしくは英語の中でもですね、英検だけじゃなくてTOEICやTOEFLという試験がありますので、その辺をですね、もしいけるのであれば、国流の基金を利用してですね、こういった補助できるよというのを、私も三宅君から聞いたときに、「おお、ええな」と思いましてですね、基金の活用方法、もしなければですね、ご提案していただきたいなと思いますんですが、いかがでしょうか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

国際交流協会の活動の中でのお話かなと思います。ご意見あったこと、また協会の会長さんにもお話ししていきたいと思うんですが、現在、町でやってる英検でございますか、英語力を身につけたいということで、学問的な内容の検定ということで英検がございます。TOEICとかいろいろ多分言われてると思うんですけども、まあまあその辺も見据えながら、あくまでも調査研究という形になろうかと思うんですけども、見ていくことになるのかなと思います。

ただ、国際交流協会も、活動のほうは海外の友好都市との派遣等もございます。ちょっと現在、いろいろな事情で燃料費等上がっていることもございますので、その辺も加味しながら考えていくといいますか、研究していくことになるのかなと思いますので、またよろしく願いいたします。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

松井副委員長。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。国流の基金残高見たら増えてますものね。ずっとね。増えてますよね。そやから、何か使い道ないんであれば、また私からでも奥会長か新井会長にでも話ししますけれども。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

そこは協会のことでございますので、そちらのことになるのかなと思います。基金が増えてるといいますか、コロナで基金の運用、取り崩し、少のうなっておりますので、その辺でまあまあ横ばいなのかなと考えてございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

松井副委員長。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございました。以上です。

すみません、私からちょっと1つ質問をさせていただきたいんです。この決算書をずっと拝見しながら、パッと目についたところで、人件費の件なんですけれども、人件費の

中ですね、いろんな手当、扶養手当から地域手当、管理職手当と、ずうっと各部署並んでおりますんですけども、この中で地域手当、勤勉手当、住居手当、この3つにつきまして、これはどういうものなのかというのをちょっと教えていただきたいなと思ひまして、質問させていただきます。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

ご質問いただきました。まず、地域手当でございます。我々地方公務員の給与については、毎年議案上程させていただいております人事院の勧告に基づいて、あれは民間との給与の格差を調べて上下させるというものでございます。一方では、それで民間との差は縮まるんですけども、地域間格差ですね。物価の高い地域に住んで、勤務してる職員には、その物価高を補う意味で地域手当というのが支給されております。国のほうから各地方公共団体の地域手当のパーセントというのが提示されております。本町におきましては6%という数字でございます。

それから、住居手当でございます。住居手当につきましては、以前は持ち家にも支給されてたんですけども、現在は住居を職員が借りて住んでいる場合に、補助として住居手当というのを支給してございます。

それから、勤勉手当でございます。勤勉手当については、一般的に6月と12月にボーナスという形で我々支給を受けてるんですけども、そのボーナスの中身というのが、期末手当と勤勉手当というものでございます。期末手当は、6か月在籍すれば支給されるものなんですけども、勤勉手当というのは、字のごとく勤務内容等によりちょっと上下する成績率というのも加味されております。本町では、人事評価による評価結果がここに加味されて、よく頑張った者には勤勉手当が、多少ですけどもプラスされるという、そういう内容のものが勤勉手当でございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

松井副委員長。

委員（松井匡仁議員）

じゃあ、その中ですね、住居手当、これについてお伺いをしたいんですけども、これ借りたら、どこかで住居を借りたら、賃貸したらつくもんやと今おっしゃっておられましたんですが、どこでどういうふうに借りてもつくんでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

どこでというのは、地域とかそういう意味ですか。

委員（松井匡仁議員）

そうです。

秘書人事課（中定昭博課長）

はい、本町の職員が借りて住んでいれば対象になります。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

松井副委員長。

委員（松井匡仁議員）

ごめんなさい、ではですね、もともと忠岡町の人が鳳に行って住みますというたときにも出る。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

はい、どこに住もうと、もともとが忠岡でも関係なく、借りたことに対して出る手当でございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

松井副委員長。

委員（松井匡仁議員）

で、他市から忠岡町にわざわざ引っ越してきてくれて持ち家を買う人には出ない、そういう性質のものなんでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

家を購入すれば出ないというものでございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

松井副委員長。

委員（松井匡仁議員）

それは、その規定、忠岡の条例があるのか、公務員法の中でどうのこうのあるんかは知りませんが、何でそんな不公平なことになっとるんですかね。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

一応、地方自治法、また公務員法でも規定があるんですけども、それを受けて条例で定めるという形になっております。先ほどからちょっと繰り返しの答弁になるんですけど、住居手当については、どこに住むではなく、借り受けたことに対する支給でございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

松井副委員長。

委員（松井匡仁議員）

どうぞもう一遍。

委員長（今奈良幸子議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

ちょっと補足で、申し訳ないです。住居手当につきましては、家賃に全額ではなく、一定の条件で、本町では最大で1月2万8,000円というのが最大でございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

松井副委員長。

委員（松井匡仁議員）

よう分かりましたんですけど、僕が言うてるのは、ちょっと不公平と違うかなと。他市に行った者、削れとか、そういうことを言うてるん違います。そやけど、やっぱりね、この忠岡町で働いて、忠岡町で家買って、税金を落としてくれる、落としてと言ったら怒ら

れるな、税金を払うてくれて、そんな人が住居手当、当たらんというのも、ちょっと意味が分からん。それを公務員法とか条例が云々というんであれば、ちょっとおかしな制度なん違うかなと。忠岡町なんか小さいからね、これ、なかなか家も見つからんちゅうのもあるんやろうけれども、やっぱり公平にしていかなあかんとも思いますしね。制度として改善できるんであれば。全体の金額が上る云々はまた見直さなあかんかもしれへんけれども、みんなをあれて均一にならさなあかんかもわかれへんけれども、ちょっと今話を聞く限りは不公平な制度になってるんやないかいなと思いますんですが、この改善の余地というのは、中定課長、ありますんですかね。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

忠岡にマイホームを購入、今委員おっしゃられるように、であれば、その後、税金も納めてくれて、もちろん本町を愛して、そこに住んでくれるということなんですけども、そもそも住居手当の趣旨が、何度も申し上げるんですけども、家賃に対する補助という性格がございます。マイホーム購入というのは財産の購入になりますので、それは結果その方のものになるものですので、住居手当でマイホームに支給するというのはちょっと趣旨が変わってくるのかなというところでございます。

先ほどの説明の中で、以前はマイホームに対する支給もあったんですけども、これも国の主導の下、そこは絶対駄目だよということで、まだ出してるのところ、たしか幾つかはあったと思うんですけども、ほぼ今ない状態でございます。国また大阪府を通じても、その辺については指導の入っているところでございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

松井副委員長。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。まあね、国からの指導が入るようでしたらなかなか難しいんやと思いますけれども、少なくとも忠岡町から他市に出ていくよりも、他市から忠岡町へ賃貸物件借りて入ってきてくれる人のほうが町としてはうれしいわけで、そこにですね、優遇と言うても、そこまで差をつけるあれはないですけども、やっぱり多少なりともですね、そういう努力、皆さんも職員さんも自分の家となったら個人の話ですけども、やっぱり忠岡町で働いてる以上はですね、できましたら忠岡町に住んでいただいた人にですね、ちょっとでも恩恵があるようにしていけたら私はええかなと思ってますんで、ちょっと質問とさ

せていただきましたんですけれども、また検討できるところがありましたら、またいろいろ教えてください。よろしくお願いします。

委員長（今奈良幸子議員）

答弁いいですか。中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

ありがとうございます。住居手当、忠岡に住むというのにプラスというのも1つ、以前には検討したことがあるんですけども、実際、賃貸借りてるのは若い職員が中心になりますので、確認したこともあるんですけど、忠岡に住みたくても物件がないというのが実際の答えとしてありました。そういったところもあったんですけども、それはちょっと10年弱ほど前のことになりますので、またその辺は再度検討を進めていきたいと思えます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

松井副委員長。

委員（松井匡仁議員）

それとですね、すみません、前川さんの質問をあれして申し訳ないんですけども、先ほど岩佐課長、前川委員のほうからですね、中長期の大阪府の健全化の計画の件、私も3年度からずっと見させてもろうてます。3年度のときに、この場でけちつけたのも私で、令和16年にはつぶれるような計画やないかと。こんなもん何で公表せなあかんねんと言うて、結果、岬町と忠岡町は公表せんかったという経緯があります。

そこから2年見させてもろうてますけども、今年の令和5年の計画というのは、令和25年には忠岡町の財調は50億円近くたまってて、物すごいすばらしい忠岡町に変わると。2年前には、令和16年に忠岡町つぶれてるような計画を書いて、良うなったから出すんかとか、そんな話やなくて、忠岡町のことを真剣に考えてないような計画を公表とか、そんなんじゃないかと、ほんまに公表するんなら、自分らできっちり考えて、忠岡町のために考えて、それを公表したらええと思えます。

以上です。

委員長（今奈良幸子議員）

答弁要りますか。

委員（松井匡仁議員）

結構です。

委員長（今奈良幸子議員）

答弁なしで大丈夫です。

ほかにご質疑ありますか。

（な し）

委員長（今奈良幸子議員）

ないようでしたら、私より質疑ありますので、進行を松井副委員長に交代いたします。

（進行を松井副委員長と交代）

副委員長（松井匡仁議員）

それでは、委員長から質疑ございますので、進行を代わります。

委員（今奈良幸子議員）

松井副委員長。

副委員長（松井匡仁議員）

委員長。

委員（今奈良幸子議員）

すみません、1点だけ質問させてください。

令和4年度において、各課において多くの事業をしていただいておりますけれども、コロナ禍だからできませんというお答えをしていただくこともあり、中止の事業があったように思います。中止した事業において、どのように検討されて中止に至ったのか、何かルール、決まりがあったのであれば教えていただきたいと思います。

副委員長（松井匡仁議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

教育におきまして、今思い浮かんだ部分なんですけど、盆踊り大会をちょっと中止させていただきました。同時開催されてる墓店のほうはですね、令和4年度は中止となっておりますので、盆踊りに関しましても併せて開催しなかったというところかなと思っております。

町民体育大会は午後からの開催ではありましたが、一定開催させていただいたところでございます。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

副委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

ほかの部局にも重なるのかなと思うんですが、例えば街頭啓発、人権でもほかの課でもたくさんあったと思うんですが、軒並み中止になりました。これについては当然、接触機会とか密になるということですね、当然中止されたということで、各委員会にも総会等にも諮って決めたことかなと思います。

それと行事ごと、先ほど国際交流の件もございましたし、国際交流に至りましては、飛行機自体が飛んでいなかったり、相手国の受入れが拒否というんですかね、できなかった

りという点で中止されたもの。墓店、盆踊りもそうなのですが、やっぱり密になる機会が非常に多かったということで、基本的にはやはり接触機会、密になる機会が多い町主催の行事、啓発につきましては、一応それぞれ適切な手続を踏んだ上で中止になったと考えてございますので、よろしく願いいたします。

副委員長（松井匡仁議員）

ほかに答弁はございませんか。

では、今奈良委員長。

委員（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。何かいろいろとやり方とか手法を変えれば、もっとできたんじゃないかと思う事業が多々あったので、オンラインを使うなり、また、その時期を変えるなり、もうちょっと何かできたんじゃないかと思う事業が幾つかあったんですよね。ネットに載せることもいける、SNSを活用することで、その学びの情報の提供とかはできたと思うので、これからもうちょっと創意工夫してやっていただけたらと思います。

以上で質疑を終わります。

副委員長（松井匡仁議員）

それでは、進行を今奈良委員長にお返しします。

（進行を今奈良委員長に戻る）

委員長（今奈良幸子議員）

では、総括質疑を終結いたします。

それでは、各委員の意見集約を行います。理事者の方は、後ほど連絡しますので、それまで自席で待機をお願いいたします。

（「午後 3 時 1 2 分」休憩）

委員長（今奈良幸子議員）

それでは、引き続き再開いたします。

（「午後 4 時 3 0 分」再開）

委員長（今奈良幸子議員）

それでは、各委員の意見集約を行います。

これより各委員の意見を聴取いたします。ご意見をお願いいたします。

小島委員からお願いいたします。

委員（小島みゆき議員）

令和 4 年忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、公明党の意見を申し上げます。

令和 4 年度一般会計及び特別会計の歳入決算総額は 1 2 7 億 3, 8 4 2 万 2, 3 7 2 円

で、歳出決算総額は122億4,930万5,478円となっており、差引額4億8,911万6,849円になり、黒字決算となった。

社会情勢は、新型コロナウイルスの感染症も5類に引き下げられ、減少気味ではありますが、現在はインフルエンザがこの時期に感染力を強めていて、学級閉鎖も多くなっています。基本的な感染予防に努めていかなければならないと改めて感じます。

また、イスラエルとハマスの争いや、いまだロシアによるウクライナ侵略で国際情勢は激変、混沌・混乱の中にある。日本も影響を受けて長期に及ぶ食料品などの値上げが家計を圧迫する中、重要なのは、所得向上によって物価高を乗り越え、暮らしを守ることにあります。本来、家計の所得向上は持続的な賃上げで実現すべきですが、急激な物価高に賃上げが追いつかず、実質賃金は依然マイナスです。賃上げの流れが国民に広く及ぶまで政府は経済対策強化をしっかりとやっていただきたい。

決算の中身については、法人町民税は減となったものの、個人町民税、固定資産税、地方交付税、地方消費税交付金の増、等々によるものであります。

そして、アフターコロナ社会に向けて少子高齢化の進展や深刻化する児童虐待、子どもの貧困や学習機会の保障などの福祉や教育を初めとする諸課題に対しても決してなおざりにせず、取組を積極果敢に進めていただくことを要望し、本決算を認定いたします。

委員長（今奈良幸子議員）

勝元委員、お願いします。

委員（勝元由佳子議員）

改革忠岡の勝元から意見を述べさせていただきます。令和4年度一般会計、各特別会計決算についての意見を述べさせていただきます。

令和4年度はコロナ禍が収束しておらず、国からの新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金、いわゆるコロナ交付金等の財源措置により、一般会計、各特別会計において決算収支が黒字となりました。

とはいえ、令和5年度以降は国も平時モードとなったことから新型コロナ関連の国からの財源措置は期待できず、本町の財政運営も安心できない状況にあります。

そうした今後の財政状況等も見据えた上で、令和4年度の予算執行が「無駄を省いた、住民のための健全な自治体運営」となっているかどうかという観点において適切であったのか、また、予算執行による効果があったのか、といった視点で令和4年度決算について審査させていただきました。

この3日間の審査の中で、特に指摘しておくべき点や改善に向けた要望等について申し上げます。

まず、歳入（財産の管理・活用という部分）について申し上げます。

行政財産の目的外使用許可を初めとする、本町施設等の使用許可とその使用料徴収の状況は、まず1点目、使用料の徴収については、地方自治法に基づき、本来は条例で規定す

べきものであり、法解釈上も「使用料に関する事項は議会の権限であり条例事項であるから、使用料の額の決定を全面的に首長に委任することは違法である」と明記されているところ、この問題について何年も前から指摘しているにもかかわらず、本町は違法状態を改善しようとすることもなく放置しています。

2点目、特に、使用料の減免措置については、使用許可を受けた者の経済状況・支払能力を一切、考慮することなく、過去からの悪しき慣例により漫然と減免措置を続けており、本来の徴収先に「使用料の減免」という経済的支援をすることで、本町の財産が減免を通じて外部に流出・蓄積されていることになり、本町の収支、財産の状況をゆがめている状況にあります。

特に、本町における使用料の減免措置は、町政と近しい関係にある関係団体等に対して減免している場合がほとんどであり、町と密接な関係の中での取引となることから、住民から見ると非常に不透明感と不公平感を感じます。

これらのことから、本町の令和4年度の財産管理、歳入部分については、極めて不適切と言わざるを得ません。

本来、減免等の経済的措置は、「支払うことが経済的に困難な者への必要性のある財政的援助」であること、また、減免の規定は「できる」規定であることなどを踏まえ、慣例により減免を一律に行うのではなく、減免の規定の趣旨に沿った判断を行い、支払う側の財政状況や支払い能力等を考慮した上で、その必要性、合理性、公平性を検討した上で判断すべきものであることから、町の施設等の使用許可や使用料徴収等の財産管理を合法的に適切に行い、かつ、積極的に財産活用することで財源を確保するためにも、この件については次の4点を強く要望いたします。

まず1点目、速やかに、条例改正を行い、適法な財産管理を行うこと。

2、使用料の減免については、使用許可対象者が財政的に支払い困難な場合を除き、減免をやめること。特に、町政と密接な関係にある関係団体への減免については、減免措置ではなく補助金を支給するなどにより、町の財産の隠れた流出を防ぎ、かつ公平性・透明性を持たせること。

3、使用許可の状況や使用料の徴収状況等について、使用許可台帳等を整備し、またそれを住民に公開することで、説明責任を果たすとともに透明性を確保されること。

4点目、自動販売機等については入札を行い、また使用許可によっているものについては貸付等、財源確保を図れる方法に変えること。

以上、お願いします。

次に、歳出についてです。

まず、国からのコロナ交付金を使った事業についてです。

ほとんどの事業が、新型コロナウイルス感染症対策として適切に執行されていた中、本町のホームページのリニューアルのために使った「ホームページ更新事業費」については、予算案

の議案審議の段階から、その使い方については議会からも指摘されていたところですが、まず1点目、幾ら国がその使い道について広く認めていたとはいえ、本来、新型コロナウイルス感染症対策に使われるべき貴重な財源を、新型コロナウイルスにかこつけて、本来、一般財源等の通常予算を充当すべき事業費に、他のコロナ支援事業費額をはるかに上回る約1,206万円もの額を使用したことは、住民からも社会からも理解・納得が得られるものではないこと。

2点目、加えて、せっかくのコロナ交付金を活用してホームページをリニューアルしたにもかかわらず、トップページの外観だけが見栄えよく変わっただけで、実際の使いやすさ、情報へのアクセスのしやすさは、ほとんど変わっていないか、むしろ以前のホームページなら得られていた情報が得られなくなっているなど、旧ホームページよりも後退した感のほうが強いこと。

3点目、当初、町は、コロナ交付金をホームページの更新費用に充当することについて、「新型コロナウイルス情報を速やかに発信するため」、また「職員のホームページ更新作業に負担がかからないホームページの仕様とするため」といった理由説明を議会にしておりました。しかし、その使い方について議会から問題指摘されたのを押し切ってまで強引に感染症対策以外の用途にこのコロナ交付金を使用したにもかかわらず、結局リニューアルされた新ホームページでは、トップページ画面に「新型コロナウイルス」の見出しはもはやなく、かつ、職員のホームページ更新作業も全く効率よく進んでもおらず、無理やり本来の感染症対策を犠牲にしてまで、1,000万円を超える高額なコロナ交付金を投入した当初の理由、目的が全く達成されていないという、何ともお粗末な結果になっていること。

こうした理由から、このホームページ更新事業に係るコロナ交付金の予算執行は、本来のコロナ交付金の使い方として極めて不適切であり、住民からの納得が得られるとは言えないものであると既に指摘させていただきました。

次、東忠岡認定こども園整備事業についてです。

この事業は令和3年度からの3か年事業であり、この令和4年度分の予算執行額としては、6億2,234万円が計上されています。そのうち整備工事費について、それについては3か年の当初の落札・契約金額が10億5,600万円、そのうち令和4年度分は出来高払いということで、6億2,234万円が執行されています。

この工事費については、最終契約金額をめぐって、さきの6月議会以降、既に議会でも問題に取り上げてきましたけれども、これまでの問題の原因等について町側へのヒアリング等の中で、町は「工事の管理を初め、本事業の全てに主軸として携わっていた専門職員が、埋め戻し用の土に係る仕様書すら理解できなかつたくらい、専門職としての能力が低かつたからだ」と、そういう理由説明をしております。

そうした町の説明を踏まえますと、本事業の令和4年度分の出来高払いの予算執行額、工事費用6億2,234万円、加えて工事監理委託費の1,246万円、このいずれの金

額の算定にもこの専門職員が携わったとの答弁がありましたということで、これらの金額が本当に適正価格であったのか、その信頼性が揺らいでいるため適切な予算執行であったとは認め難いと指摘させていただきます。

加えて、工事監理委託業務、これは3か年の契約金額が2,994万4,500円、ほぼ3,000万円というものですが、これについても、まず契約発注の段階で、1社決め打ちの随意契約で、全く競争原理が働いていなかったこと、かつ予定価格と契約金額が同一である、そして予定価格を知り得ている者に受注させたことなど、発注の公正性の面で非常に問題のある発注契約と言えます。

加えて、続いて福祉部局のほうでも天下り等の問題を指摘させていただきました。特に福祉部局については社会福祉協議会への予算執行額が約4,000万円強という公費を投じています。こうした予算執行が果たして適切であったのか、現職員と旧上司という関係を考えますと、果たして適切であったのか、甚だ疑問です。無駄を省いた透明性ある適切な予算執行とは言い難いと指摘させていただきます。

以上、令和4年度決算の中で特に不適切な財産管理、予算執行等、歳入歳出について問題点と今後の改善点、要望を述べさせていただきました。

こうしたことから、令和4年度の本町の予算執行の状況は、とても住民全体のためとは言い難く、業者や町と近い関係団体等の特定のもののために自治体運営をしているように感じます。町職員の雇い主、給料の払い手、町職員からサービスを受ける住民としては非常に不満を感じております。

また、憲法15条に定める、全体の奉仕者であって一部のための奉仕者ではないという公務員の基本原理にも反しており、違憲状態にも感じております。改めてこうした憲法の理念と、最少の経費で最大の効果を上げるという基本に立ち返っていただき、この令和4年度決算については反対させていただきます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

2022年度（令和4年度）忠岡町決算について、日本共産党の意見を申し上げます。

この決算の令和4年度は、ロシアがウクライナに攻撃して以来、無差別攻撃が激化し、多くの市民が犠牲になり、今日でも、侵攻は続いています。ロシアは国際法違反であり、私たちはロシアを断固糾弾するものであり、直ちにロシア軍はウクライナから撤退することを強く求めるものです。

この年も新型コロナウイルス感染拡大は収束されず、日本は3回目のワクチン接種は先進国でも最低水準であること、削減されてしまった保健所が逼迫して、必要な検査も受け

られない。国は感染拡大中なのに、公的公立病院の病床削減計画を押し進め、感染しても入院できない状況でありました。

大阪府においては、コロナ感染対策が全国で最悪で、感染による死亡者は、東京より多くなっていました。

また、消費税10%増税の影響の上に、長引く新型コロナのパンデミックの影響、円安による原油高や電力・ガス・食料品等の価格高騰が住民の暮らしと営業に大きな打撃となりました。

そのような状況の下、本町が住民要求に応えたものであったのかという視点で決算を見ました。

一般会計歳入87億6,017万476円、一般会計歳出83億3,855万975円、翌年度繰越分を差し引いた分で、3億6,334万1,383円の黒字決算でした。2年連続の大きな黒字です。

一般会計は、国からの新型コロナ対策としての地方創生臨時交付金が約2億1,149万円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金が2億2,990万円、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金が1億2,078万円、子育て世帯臨時特別給付金が1,460万円、忠岡町に交付されました。新型コロナ対策の施策として25の事業が行われました。水道料金（基本料金）の免除、小・中学校給食費の無償化、低所得者世帯への給付事業など、生活が困っている方への一定の支援になりました。

しかし、問題点として、本町新型コロナ対策事業が、地方創生交付金以外に一般財源から支出されたのは、たったの301万円で、昨年よりも若干増えたものの、少な過ぎると言えます。特に、ホームページ更新事業に約1,200万円を支出しています。メニューにあるとはいえ、町の一般財源すべきことを、コロナの交付金で充当しています。

また、町は、コロナや物価高騰の影響を大きく受けている、中小企業や小規模事業者、個人事業者への支援が行われていないのは問題です。直ちに施策に取り組まれることを求めます。

消費税の増税分で増えた地方消費税交付金の社会保障財源分に、2億2,252万1,000円についても、多くが一般財源の置き替えであり、福祉の向上に使われることを求めます。

クリーンセンター整備運営事業においては機器更新工事費が、令和2年・3年度で約6億円近い工事を行っており、まだ使えると町も言っているのに、公民連携の産廃焼却炉建設のために、令和6年3月末で閉めてしまうのは、住民目線から見てももったいないの一言です。

令和4年度で産廃焼却炉誘致の計画が本格的に開始されました。今後、40年にわたる一大事業なのに、計画は忠岡町と事業者のみ進められ、方針決定の際の定性評価は住民に参加を求めず、忠岡町のみで行ったことや、一般廃棄物処理基本計画策定の際に住民から

寄せられたパブリックコメントを当初は全て公開することになっていたはずなのに、33名中7名の意見しか公表しなかったのは、民主主義に関わる重大な問題であり、全て公開することを求めます。

昨年に引き続き、今後のごみ処理方針については、一旦計画を中止し、情報を住民に公開し、住民とよく話し合うことを求めます。

文化会館の中にあった働く婦人の家については、男女共同参画施設の位置づけがされており、廃止を検討する前に代替施設やその役割を持ったものをつくってからでなければ施策の後退です。後退をさせずに男女共同参画施策を進める拠点をつくることを求めます。

自衛隊への18歳情報提供を住民に知らせ、除外申請制度を創設すること。東忠岡小学校地区の認定こども園は、11億円以上も投じたので、待機児童の解消、希望者全員が入所できるよう保育教諭を採用して増員されること。

学校給食の無償化、子ども医療費の無償化、保育料の無償化（3つの無償化）をされること。高校生の町独自の奨学金制度を増額と返済不要などの拡充をされること。

認知症の予防にもなる補聴器購入時の補助制度を実施されること。

留守家庭児童学級や高齢者の地域包括支援センターは、直営で行うことが大事であり、民間委託は認められません。

国保会計については、取り過ぎた保険料は、国保基金に6,900万円もためるのではなく、住民に返すべく、高過ぎる国保料を引き下げること。

介護保険会計については、準備基金に7,300万円もため込むのではなく、取り過ぎた保険料は高齢者に返すべき、保険料を引き下げられること。

後期高齢者医療保険会計については、令和4年度は、2年に1回の保険料値上げが行われた年でした。国保と並んで高い保険料となっているため、町独自の減免を行われること。

下水道会計については、7,300万円の黒字を見ました。全額、減債基金に積み立てるのではなく、高い下水道料金の引き下げに活用されること。また、水路の浚渫を適宜行い、住民要求に応え、管理されること。

一方、当初予算においても評価いたしましたことは、この年度の10月から子ども医療費助成を18歳まで拡充、適応指導教室に指導員を1名追加、幼児教育の無償化に伴い、町独自の給食費の副食費の無償化、町独自での少人数学級の取組の継続、忠岡小学校留守家庭児童学級のエアコンの更新工事、ひとり暮らしの高齢者などへの上下水道料金減免制度の継続、中小企業融資の利子補給制度、コロナ交付金を活用し、水洗化工事の補助金を一時的に12万円に引き上げられました。

しかし、3日間の決算審査を通じ、3億6,000万円も黒字なのに、住民要求に応える姿勢が見られなかったです。

以上、日本共産党の意見として、2022年度（令和4年度）の一般会計、各特別会

計、下水道企業会計の決算は、認めることができません。

以上です。

委員長（今奈良幸子議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

令和4年度決算について、当会派の意見を申し上げます。

財政健全化4指標において、実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに黒字決算となり基準内であること、実質公債費比率、将来負担比率についても改善され、早期健全化基準並びに財政再生基準内におさまるように財政運営を行うことができました。また、下水道事業会計におきましても、経営指標は健全な数値であり、資金不足比率は基準内でありました。

財政運営として、これらの比率を基準内におさめることは最低限に達成しなければならないことではありますが、世界情勢や物価高騰など、国政レベルでの施策を常に注視する必要がある予算執行であり、財政調整基金を取り崩すことなく黒字化を成し遂げ、基金の上積みを行い、町債残高も減らすことができました財政運営には評価をしたいと思います。

ただ、前年度、20年ぶりに100%を切ることができた経常収支比率において、4年度も引き続き100%を切ることができたものの、ポイント数が悪化していることには、引き続きの財源確保と歳出削減に取り組み、柔軟な財政運営ができるようにしなければなりません。

これからの行財政運営を行うため、当会派が考える重要なポイントとしましては、「公民連携」「町民との協働」、そして「更なる広域連携」、これらを強力に推し進めることを求めるものであります。

刻々と変化する社会情勢の中、地方の自立性・独創性を構築していくためには行政だけでできること、職員さんだけでできることには限りがあります。

「公民連携」においては、本町では将来のごみ処理行政において大きな期待があるものでありますが、その他、大学や民間企業、民間団体との他の分野においても連携できることはないか、模索をしていただきたいと思います。

「町民との協働」において、町民を巻き込んでともにまちをつくっていくという観点、町民に主権者としてのまちづくりに参画をしてもらうという観点を持ち、開かれた行政を実現し、ともに地域の課題解決に取り組む姿勢を町役場としては示していただきたいと思います。

なお、この点におきましては、町民や町内各種団体への各種補助金・交付金について、補助や交付をしたらそれで終わりというのではなくて、執行状況の確認や執行に向けての助言やアドバイスを行い、また制度の在り方や改善点など、様々な場面において深く関わりを持っていただくことを要望するものであります。

最後に、「広域連携」。これは人口減少が加速化し、行政課題が複雑化する中で、単独の行政で果たすことができることには限界があります。加えて本町には、慢性的なマンパワー不足という問題もあります。

消防や福祉の分野だけではなく、他の分野でも広域連携が可能なところはないのか、模索をしていただきたいと思います。

つい先日のことですが、高石市、泉大津市、そして本町とで「2市1町広域連携に関する協定」の調印式が、この本町役場にて行われました。大いに期待をするものであります。

また大阪府議会でも、本年の5月には、「基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会」が設置されました。委員会での議論にも注視をしていただきたいと思いますというふうに思います。

本年5月には、新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げられ、あらゆる場面での行動制限も撤廃されています。

本格的に社会活動、経済活動が活発化されております。

先日はこのだんじり祭りが開催され、役場前でのセレモニーも盛大でございました。

本年4月には東忠岡認定こども園が開園し、この10月には子育て支援センターひだまりも開所しました。長年の懸案事項でありました町民グラウンドの改修工事も間もなく始まります。

本町を明るく豊かな社会へと導く、杉原町長の今後の町政運営に期待をいたしまして、我が会派では令和4年度の全決算について「認定」といたします。

以上。

委員長（今奈良幸子議員）

松井副委員長、お願いいたします。

委員（松井匡仁議員）

無所属の会、松井でございます。

令和4年度一般会計、各特別会計、下水道事業会計につきまして意見を申し述べます。

本年度におきましても一般会計決算におきましては、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策関連での収支が大きく影響する決算となりましたが、地方債を着実に返済する中、庁舎建設事業債の償還終了など、これまでの皆さんの努力が報われた実り多い年となりました。

また、理由はともあれ実質収支が黒字で維持できたことに加え、基金残高におきましても大きく伸ばせたことは喜ばしいことでありました。

次に歳入を見ますと、昨年心配しておりました法人町民税が減収となっておりますが、これを事業者の業績の低迷によるなどと説明し、人ごとのように片づけるのはいかがなものかと思えます。

この1年、皆さんは企業誘致に奔走しましたか。地元企業の皆さんとお会いし、一緒に考えましたか。税収を伸ばす方法を真剣に考えましたか。何もしなければ税収が下がるのは分かっていたはずですが。法人町民税の減収は我々にとっては人ごとではないんです。もっと真剣に考えらなあかんと思います。

次に歳出におきまして、皆さんからよく聞いた言葉といたしまして、人材が、人手がという理由で、増えた委託料や外注費、大変もったいない気がします。幹部職員の皆さん、本当に忠岡町が苦しかったときをご存じの皆さん、あのときにそんなことが言えましたか。

ここ数年で少し財政状況が良くなったけれども、ちょっと間違えた方向に進んでるん違いますか。自分の評価を下げるような言葉を口にするより、もう一遍気持ちを入れらなあかんのと違いますか。

ここから先、忠岡町は、老朽化施設の改修や少子高齢化に伴うさらなる負担増で奔走していかなあきません。財政課長もおっしゃってましたけども、気を緩めることがないようにしていただきたい。

また、これまで皆さんは町民の要望に応え、数多くの補助事業などを立ち上げてこられました。しかし、立ち上げるばかりでは事務処理的にも財政的にも苦しくなる一方です。事業をなくせとは言いませんが、性格の似た事業は統合し、事務の効率化と事業予算の削減努力を行うこと。

私、公室長とはよう話しするんですけども、事業のスクラップアンドビルドを行っていただいて、今後もこの時代の住民ニーズに合った事業をぜひ展開していただきたい。

これからも忠岡町で暮らす全ての住民さんのためにご尽力いただきますことを期待し、本一般会計決算、各特別会計及び下水道事業決算を認定いたします。

委員長（今奈良幸子議員）

ありがとうございました。以上で各委員の意見聴取を終わります。

委員長（今奈良幸子議員）

それでは、採決いたします。

認定第1号 令和4年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定、並びに、認定第2号 令和4年度忠岡町下水道事業決算認定について、認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（今奈良幸子議員）

委員会の採決の結果、起立多数であります。よって当委員会として認定することに決しました。

ただいま採決しました内容については、第4回定例会において委員長報告をいたしま

す。

委員長（今奈良幸子議員）

閉会に当たり、町長よりご挨拶を頂きます。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（今奈良幸子議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

皆さん、3日間慎重審議していただきまして、その上認定いただきまして、誠にありがとうございます。ただいま頂いた意見を、今後我々忠岡町といたしましてしっかりと心に受け止めながら、忠岡町を前にかじを取っていきたいと、かように思うわけでございます。

クリーンセンターの問題もそうですが、先ほど委員さんからもあったように、いろいろ公民連携、また広域連携、いろんな問題の中で、これが私、一丁目一番地とは言いたいところなんですけれども、その中においてこれが成果が上がるようにということで職員共々、皆さんとしっかりと考えた末の結果でございますので、これが10年後には「ああ、大阪で忠岡町はいいことやったなあ」、また「全国的に見ても忠岡町は、先駆けてええことやったな」と。また、「住民の皆さんにはサービスが豊富になったな」と言えるようなことをですね。これに限らずいろいろな方面で、細かな点もいろいろとお叱りを受けたところも踏まえて、しっかりとかじを取っていきたいと思いますので、今後ともひとつよろしくご指導、ご鞭撻のほどいただきまして閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にご苦勞さんでございました。ありがとうございました。

委員長（今奈良幸子議員）

ありがとうございました。委員の皆様方には、3日間にわたり慎重にご審査いただきましてありがとうございました。

本決算審査特別委員会の閉会に当たり、委員皆様には審議に際しご協力を賜り感謝申し上げます。また、理事者の皆様方におかれましては、本委員会でご各委員より指摘のありましたことについて、今後の行財政運営及び予算編成に当たり、真摯にお取り組みいただきますことを申し上げ、本委員会を閉会いたします。各委員並びに理事者の皆様、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

（「午後5時04分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和5年10月19日

決算審査特別委員会委員長 今奈良 幸子

決算審査特別委員会委員 小島 みゆき